

(案)

子どもをみんなで育む計画

～流山市子ども・子育て支援総合計画～

令和元年 月

流山市



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て支援制度のポイント

○施設型給付及び地域型保育給付

- ・施設型給付：認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付
- ・地域型保育給付：家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を対象とした給付

○認定こども園制度の改善

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援

- ・地域子ども・子育て支援事業の充実
- ・企業主導型保育事業等の創設

○市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施

○政府の推進体制

- ・内閣府に子ども・子育て本部を設置

○子ども・子育て会議の設置

- ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置
- ・地方版子ども・子育て会議の設置努力義務

(2) 主な政策動向のポイント

○幼児教育・保育の無償化

- ・幼児教育・保育の無償化については、「働き方改革実施計画」（平成 29 年 3 月働き方改革実現会議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針について 2017（骨太の方針 2017）」（平成 29 年 6 月閣議決定）、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月閣議決定）において示され、2019 年 10 月より 3 歳から 5 歳までのすべて

の子ども及び、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園の費用の無償化を実施することとなった。

○子育て安心プランの策定

- ・待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「子育て安心プラン」（平成29年6月）に策定され、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を2022年度末までに実施することとされた。

(2) 子どものための教育・保育給付

子ども・子育て支援制度では市が給付の対象として確認した教育・保育施設、地域型保育事業者に対して、施設型給付・地域型保育給付を支給します。

■施設型給付及び地域型保育給付の対象

施設型 給付	教育・ 保育 施設	幼稚園
		保育所
		認定こども園
		幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
地域型 保育 給付	地域型 保育 事業	家庭的保育事業（定員 5 人以下） 家庭的な雰囲気のもと、少人数の保育を行う事業
		小規模保育事業（定員 6～19 人） 少人数を対象に多様なスペースで保育を行う事業
		居宅訪問型保育事業 障害など個別のケアが必要な場合などに保護者の居宅で 1 対 1 で保育を行う事業
		事業所内保育事業 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の 子どもを一緒に保育する事業

※地域型保育事業とは、子ども・子育て支援制度で市の認可事業として位置付けられた事業で、原則的に満3歳未満の保育を必要とする子どもを保育する事業です。

※給付の対象となる教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」といいます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子育て家庭の実情に応じて実施する事業で子ども・子育て支援法で 13 事業が定められています。

地域子ども・子育て支援事業

- ① 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ② 延長保育事業
- ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ④ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ⑤ 一時預かり事業

- ⑥ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑩ 妊婦健康診査
- ⑪ 利用者支援事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

（４）保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は次の１～３号の区分で行われます。

認定区分	対象者	主に利用する 施設・事業
１号認定	満３歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
２号認定	満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 幼稚園（預かり保育利用）
３号認定	満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

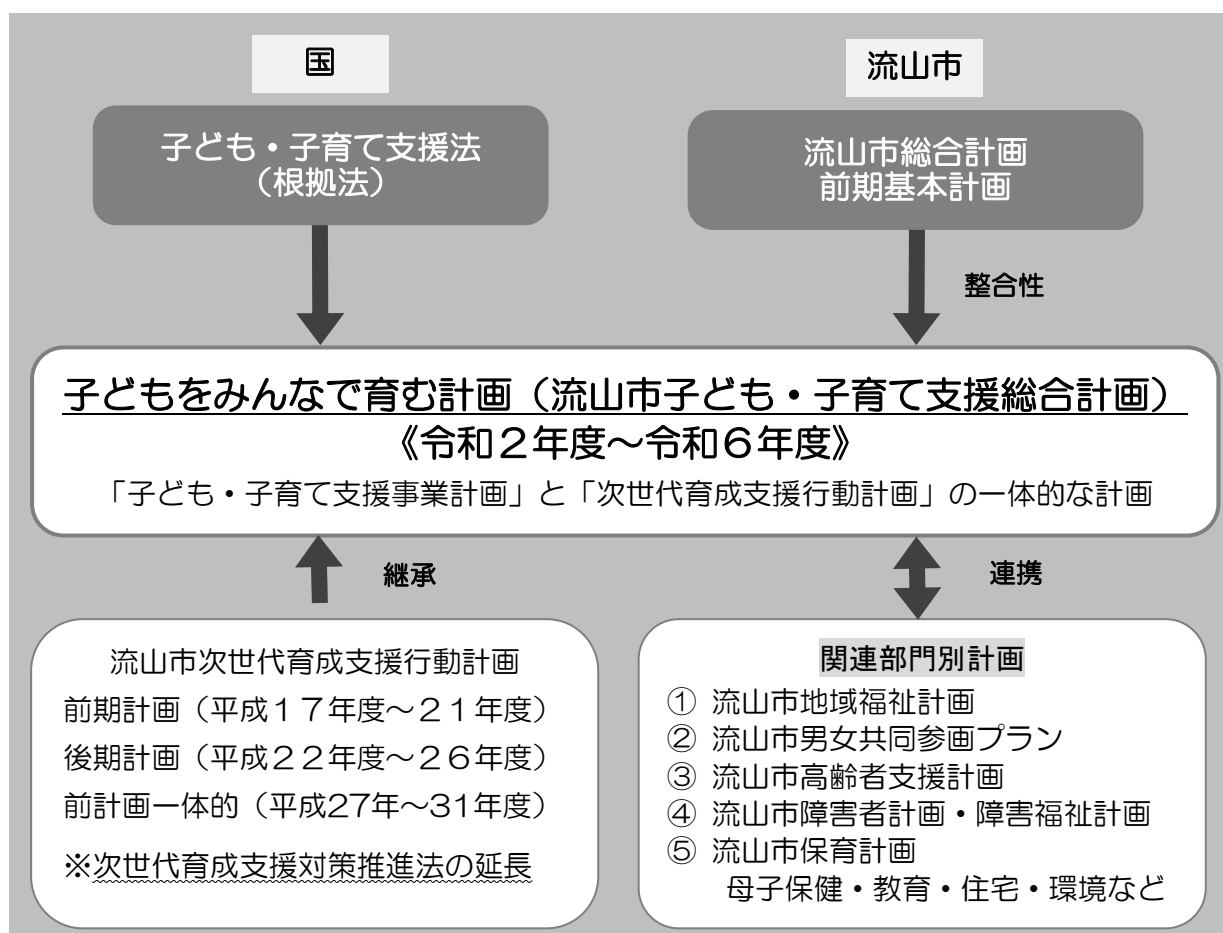
３ 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法により策定が義務付けられている「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定するものです。本計画の策定にあたっては子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえる必要があります。

[子ども・子育て支援法の基本理念]

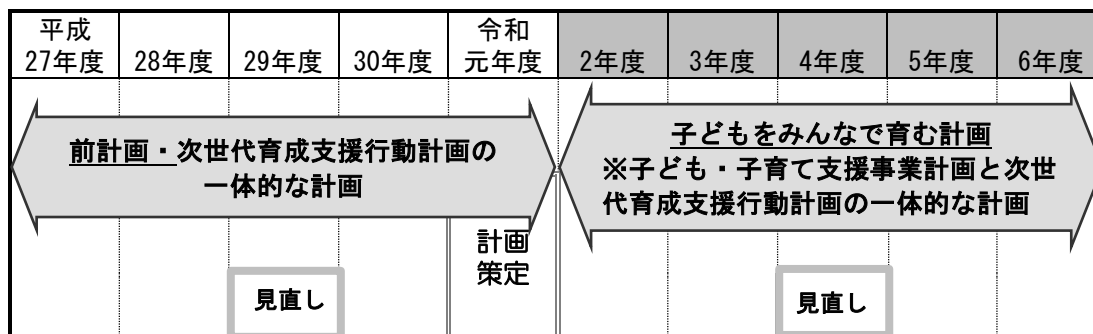
- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

上位計画、関連法との関係



4 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援制度が始まる平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間で1期として策定し、中間年度（平成 29 年度）に計画の見直しを適宜行います。



5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査の実施（資料編参照）

本計画の策定に先立ち、本市では就学前の子どもの保護者及び小学生の保護者を対象に、平成31年1月に子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査を実施しました。

また、市内の子育て関連施設等で、ヒアリング調査を実施し、施設利用にあたっての課題や子育て支援に関するご意見等を聴き取りました。

(2) 流山市子ども・子育て会議の設置

流山市子ども・子育て会議を設置し、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者、市民などの委員による審議を行ってきました。

(3) パブリックコメントの実施

「流山市市民参加条例」に基づき、計画についての意見を広く市民から募集するパブリックコメントを実施しました。（令和元年 12 月予定）



子どもと家庭を取り巻く現状

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

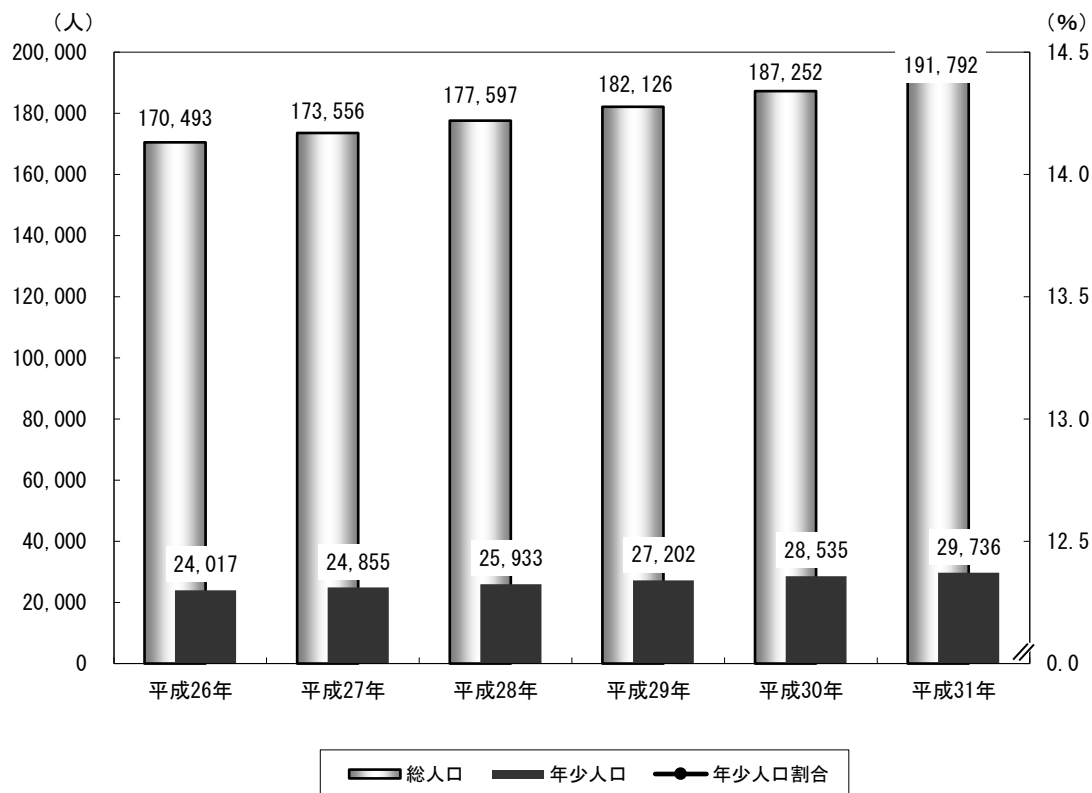
1 人口動態と子ども世帯

平成17年につくばエクスプレスが開業し、沿線開発に伴う駅周辺のマンションや戸建て住宅の建設が進みました。本市は住民誘致のメインターゲットを子育て世代と定め、保育園の新設・増設や送迎保育ステーションなど積極的な子育て支援施策を進めてきました。

これにより、つくばエクスプレスが開通した平成27年4月1日現在の常住人口と平成31年4月1日現在の常住人口を比較すると、約18,000人の増加となり、特に、年齢別人口では30代後半から40代、0～9歳の年齢層を中心に人口が伸びており、子育て世代が増加しています。また、住民基本台帳による流山市地区別人口推移では、全体人口に占める中部及び南部地区の人口が占める割合が高くなっています。

(1) 総人口と年少人口の推移

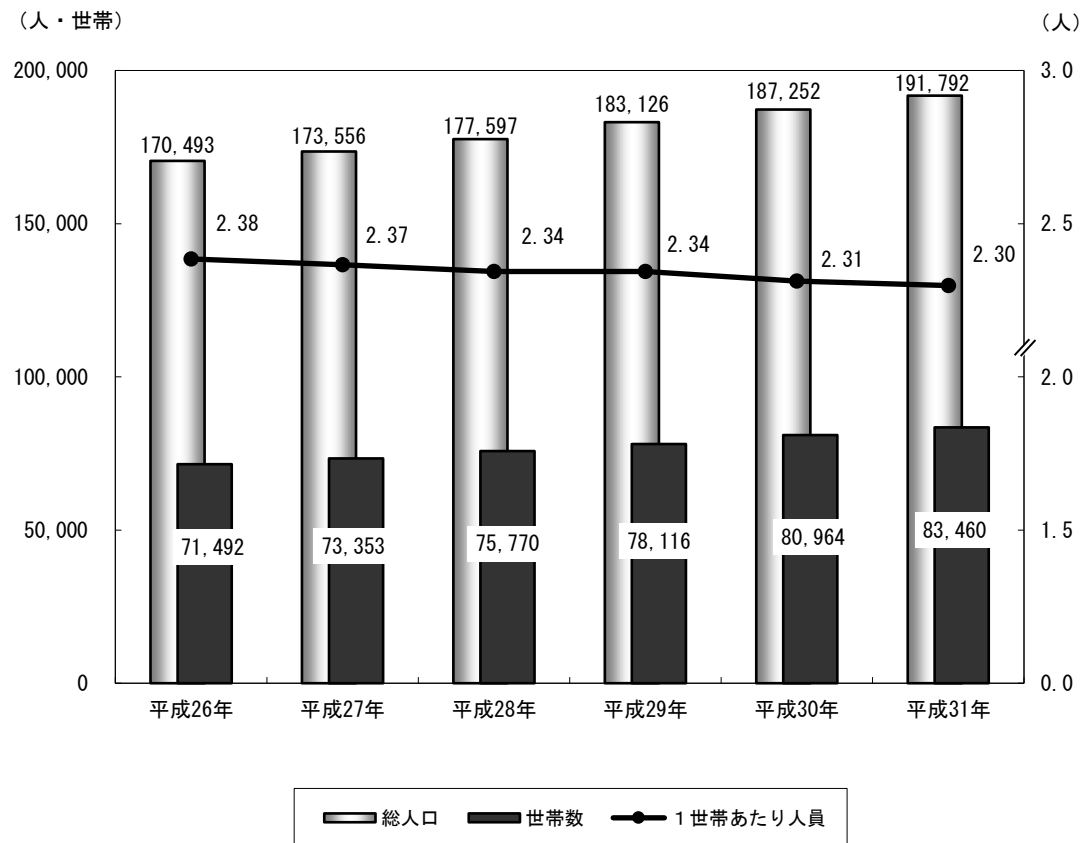
流山市の人口は、平成31年4月1日現在、191,792人と増加傾向で推移しています。年少人口(15歳未満)は、平成27年の24,855人から平成31年には29,736人となり、4,881人増加しています。年少人口割合は平成31年で15.5%となっています。



資料：流山市 年齢別町丁字別人口（各年4月1日現在）

(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成20年から増加傾向で推移し、平成26年4月1日現在、71,492世帯で平成21年から6,717世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、平成26年4月1日現在の1世帯あたりの人員は2.38人となっています。



資料：千葉県 年齢別町丁字別人口（各年4月1日現在）

(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成27年時点の核家族世帯（42,847世帯）は、総世帯数（64,861世帯）の66.1%を占め、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」「男親と子ども」世帯が増加し続けています。また、核家族世帯の53.0%が「夫婦と子ども」世帯となっています。

単位：世帯

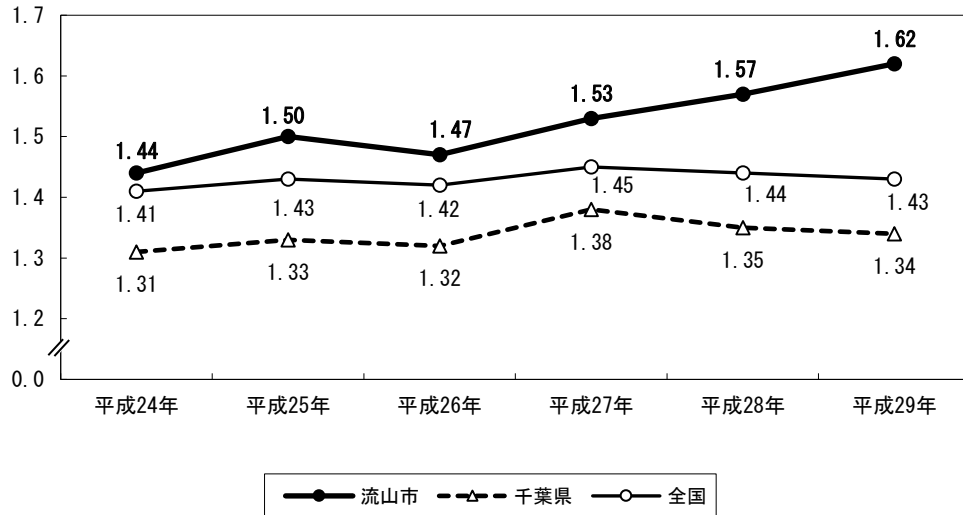
家族類型別世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	6歳未満親族のいる世帯	
					6歳未満親族のいる世帯	18歳未満親族のいる世帯
総世帯数	53,176	57,233	64,861	70,733	8,345	17,771
A 親族世帯	42,118	43,676	47,440	50,766	8,318	17,681
I 核家族世帯	37,012	38,825	42,847	46,896	7,862	16,197
(1)夫婦のみ	10,486	12,457	15,029	16,883		
(2)夫婦と子ども	22,667	21,916	22,711	24,372	7,636	14,870
(3)男親と子ども	655	745	845	929	16	145
(4)女親と子ども	3,204	3,707	4,262	4,712	210	1,182
II その他の親族世帯	5,106	4,851	4,593	3,870	456	1,484
(5)夫婦と両親	180	172	169	137		
(6)夫婦とひとり親	540	628	648	538		
(7)夫婦、子どもと両親	912	764	636	443	115	316
(8)夫婦、子どもとひとり親	1,953	1,684	1,442	1,177	147	539
(9)夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)	109	126	148	142	6	28
(10)夫婦、子どもと他の親族 (親を含まない)	377	404	437	408	85	279
(11)夫婦、親と他の親族(子どもを含まない)	79	57	69	53	11	17
(12)夫婦、子ども、親と他の親族	252	221	205	115	49	97
(13)兄弟姉妹のみ	271	263	291	316	0	2
(14)他に分類されない親族世帯	433	532	548	541	43	206
B 非親族世帯	221	307	632	675	27	80
C 単独世帯	10,837	13,250	16,775	19,273		10

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数)の推移をみると、平成24年には1.44でしたが、その後増加傾向で推移し、平成29年には1.62となり、県の1.43及び全国の1.34を上回っています。

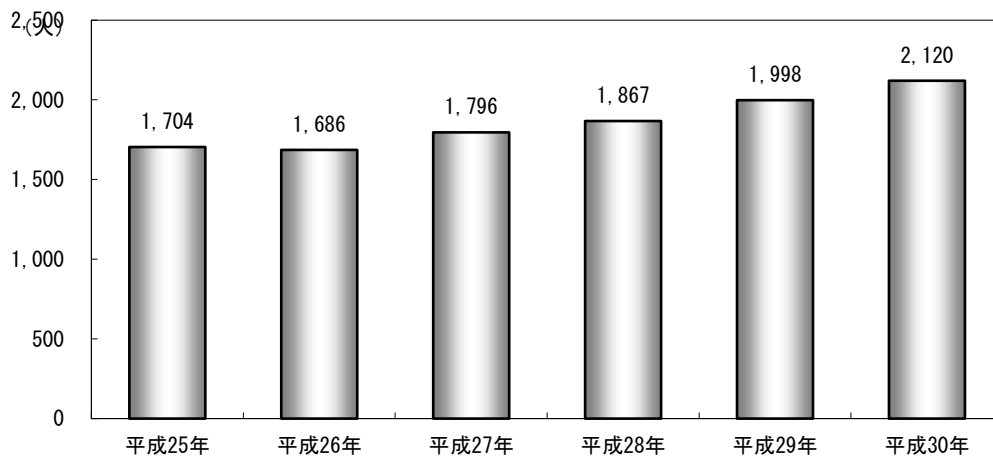


資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

(2) 出生数、出生率の推移

① 出生数

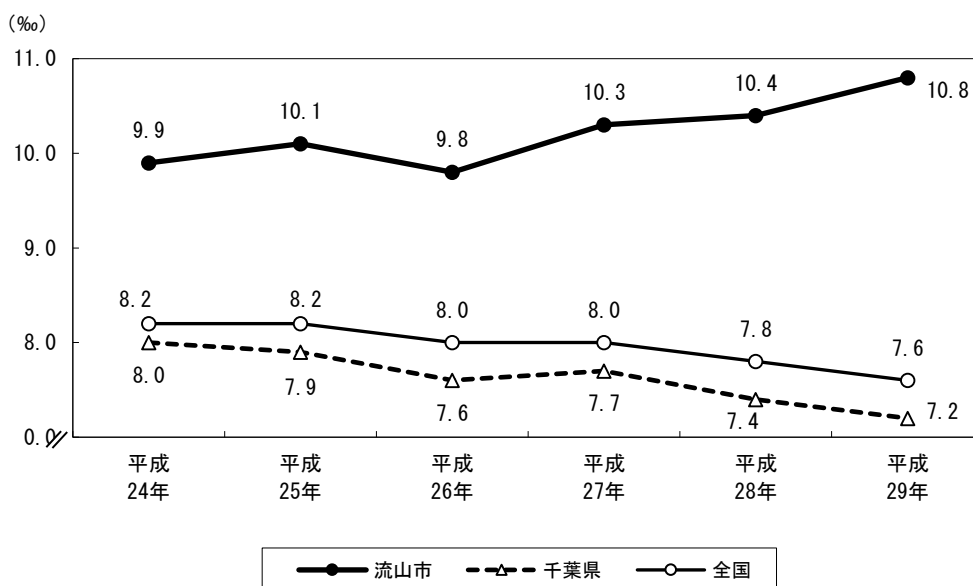
出生数の推移を見てみると、平成26年には微減に転じましたが、平成27年以降には再び増加し、平成30年には2,120人となっています。



資料：千葉県衛生統計年報（各年12月31日現在）

②出生率

出生率（人口千人あたり）の推移を県、全国と比較すると、平成29年では10.8‰（パーミル）で県及び全国を上回っています。



資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

(3) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

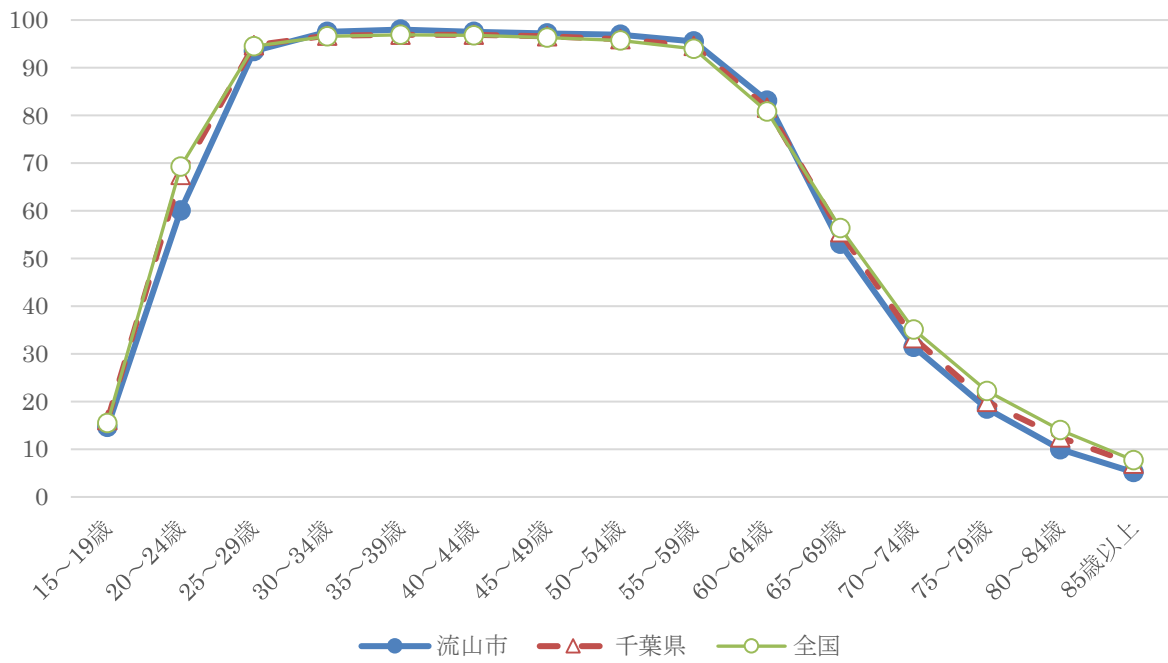
国勢調査によると、平成27年時点の男性の労働力率は、主な子育て世代である30～39歳代では98%台となっており、県・全国と比べると高くなっています。

単位：%

	流山市				千葉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	14.1	16.4	15.2	14.7	16.1	15.5
20～24歳	57.3	56.2	58.5	60.1	67.5	69.3
25～29歳	92.9	89.4	93.7	93.5	94.7	94.5
30～34歳	96.0	93.7	98.0	97.5	96.7	96.6
35～39歳	97.0	94.9	98.5	98.0	96.9	96.9
40～44歳	97.6	95.6	98.5	97.5	96.9	96.8
45～49歳	97.4	95.9	98.1	97.2	96.6	96.3
50～54歳	97.5	95.8	98.1	96.9	96.0	95.7
55～59歳	96.2	94.5	96.4	95.5	94.6	94.0
60～64歳	74.3	74.9	82.0	83.1	81.6	80.8
65～69歳	45.8	47.5	52.0	53.1	55.5	56.4
70～74歳	25.4	27.9	31.1	31.5	33.3	35.1
75～79歳	17.2	17.3	16.9	18.5	19.9	22.2
80～84歳	12.8	10.8	11.3	10.0	12.5	14.0
85歳以上	5.4	6.4	7.6	5.2	7.0	7.7

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

平成27年 年齢別労働力率の推移と比較（男性）



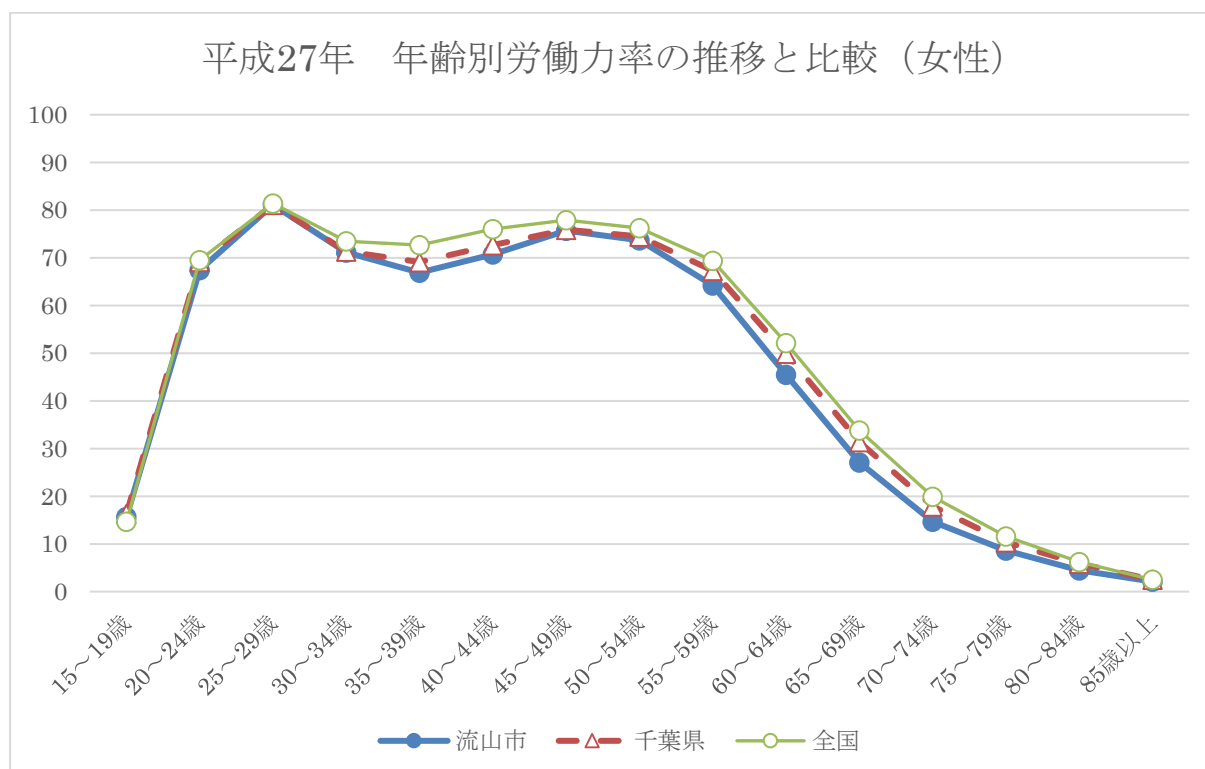
(4) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

国勢調査によると、平成27年時点の女性の労働力率は、県及び全国と比べると低くなっていますが、平成22年時点の労働力と比較すると多くの年代で増えています。

単位：%

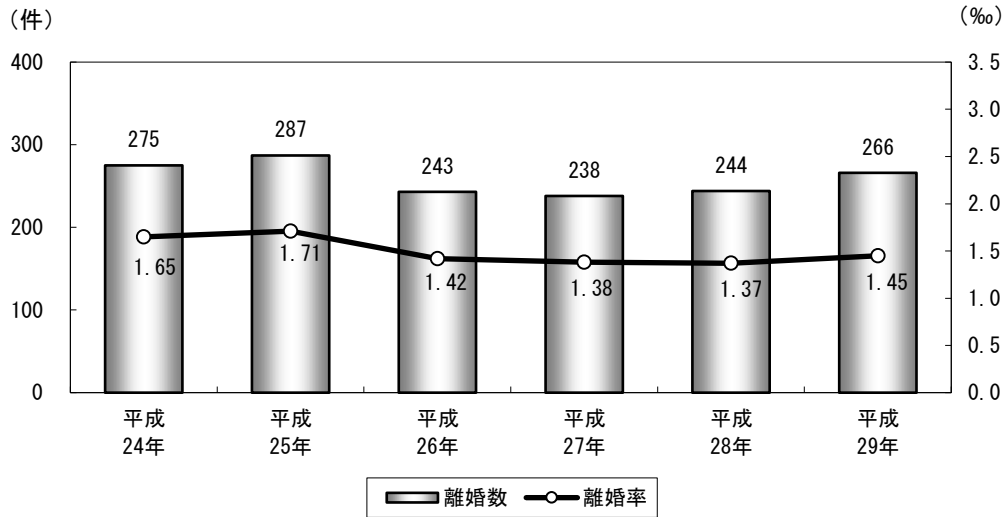
	流山市				千葉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	13.7	17.4	17.2	15.7	16.3	14.7
20～24歳	66.9	64.3	68.4	67.4	69.2	69.5
25～29歳	70.0	72.9	77.8	81.1	81.1	81.4
30～34歳	49.5	57.9	64.5	71.1	71.3	73.5
35～39歳	49.7	54.7	59.9	66.9	69.1	72.7
40～44歳	57.9	64.3	66.0	70.7	72.7	76.0
45～49歳	62.0	68.6	71.8	75.7	75.9	77.9
50～54歳	56.3	61.6	68.2	73.7	74.5	76.2
55～59歳	46.2	51.0	57.4	64.2	67.3	69.4
60～64歳	29.7	31.3	40.6	45.5	49.9	52.1
65～69歳	15.4	18.7	22.1	27.1	31.4	33.8
70～74歳	10.1	10.3	12.8	14.7	17.9	19.9
75～79歳	7.3	7.2	7.8	8.6	10.4	11.6
80～84歳	3.8	4.8	6.0	4.5	5.9	6.2
85歳以上	2.1	1.4	2.3	2.1	2.5	2.5

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



(5) 離婚数、離婚率の推移

離婚数、離婚率は、増減を繰り返しており、平成 29 年時点で 266 件となっています。離婚率（人口千人あたり）は 1.45‰となっています。



資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

3 保育環境・教育環境の状況

(1) 認可保育所等入所児童数

認可保育所入所児童数は、増加傾向で推移しており、平成 21 年度から 1,149 人の増加となっています。人口の増加に伴い、保育ニーズは急激に高まっています。

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
入園児童数(公立)	562	553	557	581	604	574
	5	5	5	5	5	5
入園児童数(私立)	2,303	2,703	2,997	3,749	4,064	4,357
	18	22	29	36	40	43
認定こども園					228	440
					2	3
小規模保育事業所			41	74	214	296
			3	5	15	17

各年度4月1日現在

(2) 認可保育所待機児童数（国基準）

認可保育所待機児童数は、増減を繰り返しており、毎年度、保育所の整備をしているところですが、人口が急増していることなどから待機児童の解消には至っていません。

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成26年度	3	47	13	14	1	1	57
平成27年度	3	30	10	4	2	0	49
平成28年度	8	99	28	9	2	0	146
平成29年度	4	50	34	2	2	0	92
平成30年度	0	24	1	4	0	0	29
平成31年度	4	26	6	6	0	0	42

各年度4月1日現在

(3) 幼稚園の入園児童数

幼稚園の入園児童数は、平成26年度からはほぼ横ばいで推移しています。

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
園児数（公立）	61	57	57	44	46	42
園児数（私立）	2,641	2,730	2,725	2,684	2,676	2,610
合計	2,702	2,787	2,782	2,782	2,722	2,652

各年度5月1日現在

(4) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）入所児童数

学童クラブの入所状況は、平成26年度から10か所の学童クラブを増設し、入所児童数も1,059人増加しています。保育ニーズが高まっていることなどから、今後も入所希望者が増加していくことが見込まれます。

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
入所児童数	1,061	1,244	1,303	1,515	1,765	2,120
か所数	21	23	24	27	28	31

各年度4月1日現在

(5) 小学校・中学校の状況

在学者数の状況は、小学校、中学校とも増加傾向で推移し、保育所と併せて、特に小学校児童数が急増しています。

単位：人

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
小学校	児童数	9,237	9,565	9,898	10,315	10,863	11,317
	学校数	15	16	16	16	16	16
中学校	生徒数	3,912	4,042	4,150	4,232	4,344	4,435
	学校数	8	9	9	9	9	9

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）



前・子どもをみんなで育む

計画の評価

第3章 前・子どもをみんなで育む計画の評価

個別施策の評価



流山市子どもをみんなで育む計画の 基本理念と基本的な考え方

第4章 流山市子どもをみんなで育む計画の基本理念と基本的な考え方

1 計画の基本理念

流山市は、「子育て世帯が増加している」という全国に誇れる素晴らしい環境であることを踏まえ、「流山市子どもをみんなで育む計画」を策定します。

基本理念

**「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが
健やかに育ち地域全体で子育てできるまち 流山」**

子どもの最善の利益が実現され、すべての親たちが子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような社会を築いていくことが求められています。

少子化の進行、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、待機児童問題など、様々な課題を抱える中で、次代を担うすべての子どもが健やかに育つためには、家庭での子育てを基本としながらも、地域社会全体で子育て家庭を支えていく必要があることが鮮明となっています。

流山市は、すべての子どもと親が笑顔で過ごすことができ、各家庭が地域社会と連携、協力をしながら安心して子どもを産み育てられる社会を実現するため、「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち 流山」を基本理念として、子育て支援の施策を推進します。

本計画を推進するため、この基本理念に基づき、市民・地域・企業・行政がそれぞれの役割を担い、すべての子育て家庭への支援を充実・強化してまいります。

2 基本的視点

基本的視点Ⅰ 子どもの視点に立った支援

子どもの最善の利益を実現するには、子どもや子育て家庭の置かれている状況や地域の実情、子ども自身の意見をふまえたうえで、適切な子育て支援をしていくことが必要となります。

すべての子どもが幸福感と自己肯定感を持ちながら成長できるよう、子どもの視点に立った支援を実現していくことが重要です。

基本的視点Ⅱ 切れ目のない支援

産前・産後休業後、育児休業後、待機児童問題、小1の壁（就学前までは保育サービスを利用できていたが、就学後に学童保育を利用できない）等、子育て支援に切れ目が出てしまうことが子育てに対する不安の一因となっています。

いつでも、だれでも、安心して子育てができるように、妊娠から出産、子育ての流れの中で切れ目のない支援を実現していくことが重要です。

基本的視点Ⅲ 地域社会全体で子育てを支援

地域の中で子どもとその家庭が孤立することのないように、地域みんなで子どもを育て、親を支えていけるような地域づくりが大切です。

子育て家庭を更に重層的に支えるために、子育て関連施設・団体間の連携の強化やワーク・ライフ・バランスが実現される就労環境の充実等、地域社会全体で子育てを支援していくことが重要です。

基本的視点Ⅳ 施策の連携

子ども・子育て支援に関連する、教育や保育、福祉などの様々な分野が協力して、子ども・子育て支援サービスを提供していくことが求められています。

行政の都合で子ども・子育て支援を分断するのではなく、利用者の側に立つ観点から、子ども・子育て支援に関する各施策の連携を図っていくことが重要です。

3 基本目標



基本目標1 子育て支援する地域づくり

- 子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てができるよう、各種保健サービスの充実や経済的支援を進めていきます。
- 子育て中の親が地域の人々と自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど、地域全体で子育て支援する体制を構築していきます。



基本目標2 子どもと母親（保護者）の健康づくり

- 心身の変化が激しく、様々な悩みを抱える妊娠・出産・産後の時期に母親の心身の健康づくりを支えていきます。
- 健康づくりの出発点である乳幼児期には、適切な生活習慣が身につけられるよう、親子の健康づくりを支援していきます。
- 子どもが心身ともに著しく成長する学童期から思春期には、友達や親、周囲の人々との関係の中で悩み成長していく子どもの心の成長を支えていける仕組みをつくっていきます。
- ライフステージの変化に応じて、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携して総合的な支援に取り組んでいきます。



基本目標3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり

- 家庭・学校・地域など様々な学習の機会や人々との交流を通じて、子どもの個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるように教育環境を充実させていきます。
- 子育て中の親に、子育てに関する知識を伝え、的確な支援ができるような仕組みをつくっていきます。
- 子どもに乳幼児に接する機会を提供することで、生命の尊さや子育ての楽しさを自然に学び、実感できるようにしていきます。



基本目標4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり

- ユニバーサルデザインの観点を取り入れ、道路や施設の整備・充実を推進していきます。
- 子どもが伸び伸びと成長できるよう、子育て家庭が安心して日常生活を営めるよう支援していきます。
- 次代を担う子どもの生命を守るために、交通安全や防犯という視点に立ってまちづくりを見直していきます。
- 地域の人々と行政、関係機関が一体となって、防犯や交通事故の防止に取り組んでいきます。



基本目標5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

- 男女がともに子育ての責任を担い、ワーク・ライフ・バランスが実現されるよう職場環境の改善を促進していきます。
- 従来までの働き方や家庭内の役割分担を見直していくよう意識啓発等をしていきます。



基本目標6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

- ひとり親の家庭や、障害のある子どもがいる家庭など、それぞれの家庭の実情に合わせて、最も適切な子育てを支援していきます。
- 子どもの人権擁護という観点に立ち、地域の人々の協力を得ながら、児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待の予防、発見に努めていきます。

4 施策の体系

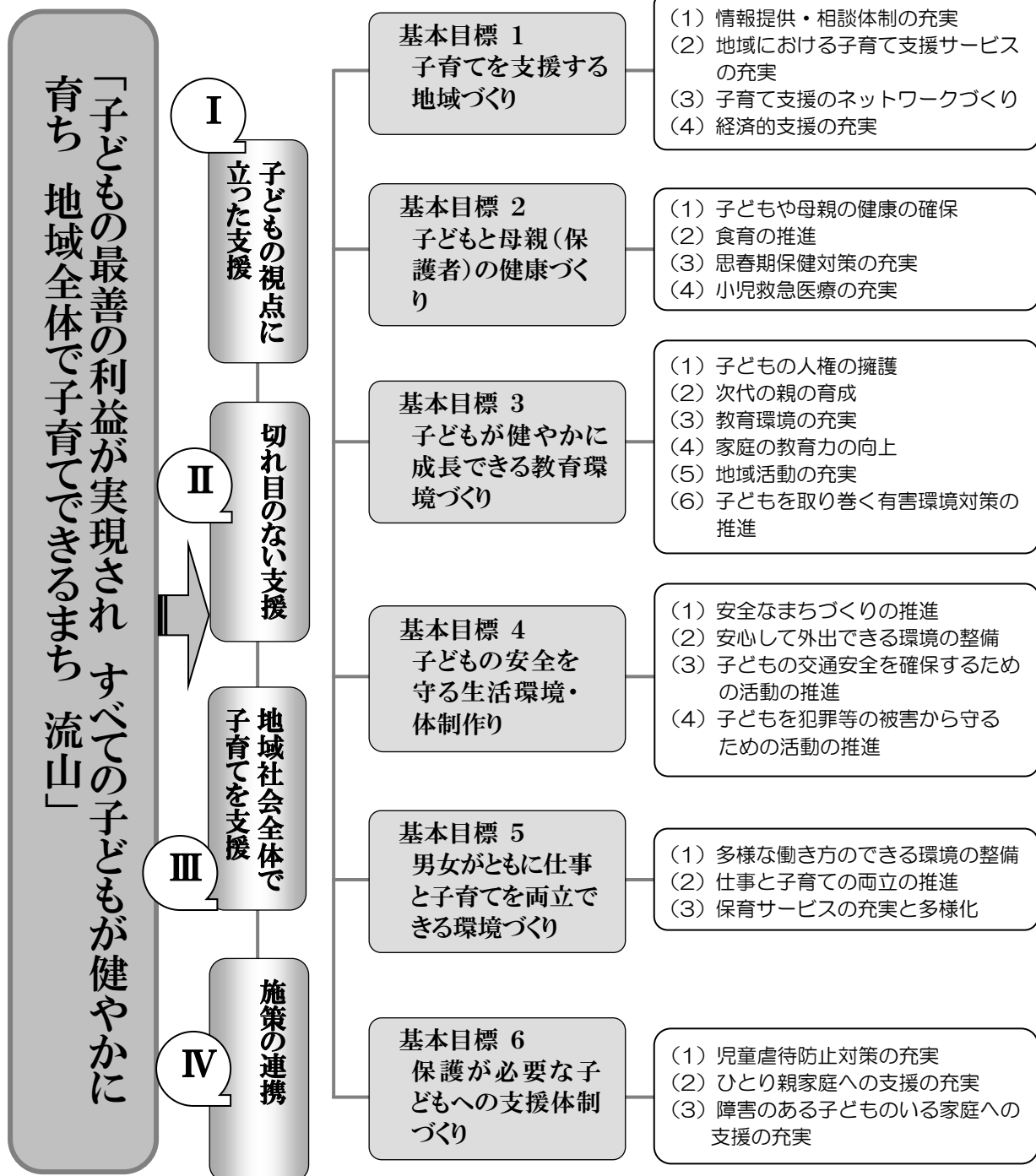
本計画の基本理念である「子どもの最善の利益が実現されすべての子どもが健やかに育ち地域全体で子育てできるまち 流山」の実現のため、基本目標ごとに関連する施策を以下のとおり体系づけ、総合的な取組を進めます。

《基本理念》

《基本的視点》

《基本目標》

《主要課題》





事業計画

第5章 事業計画

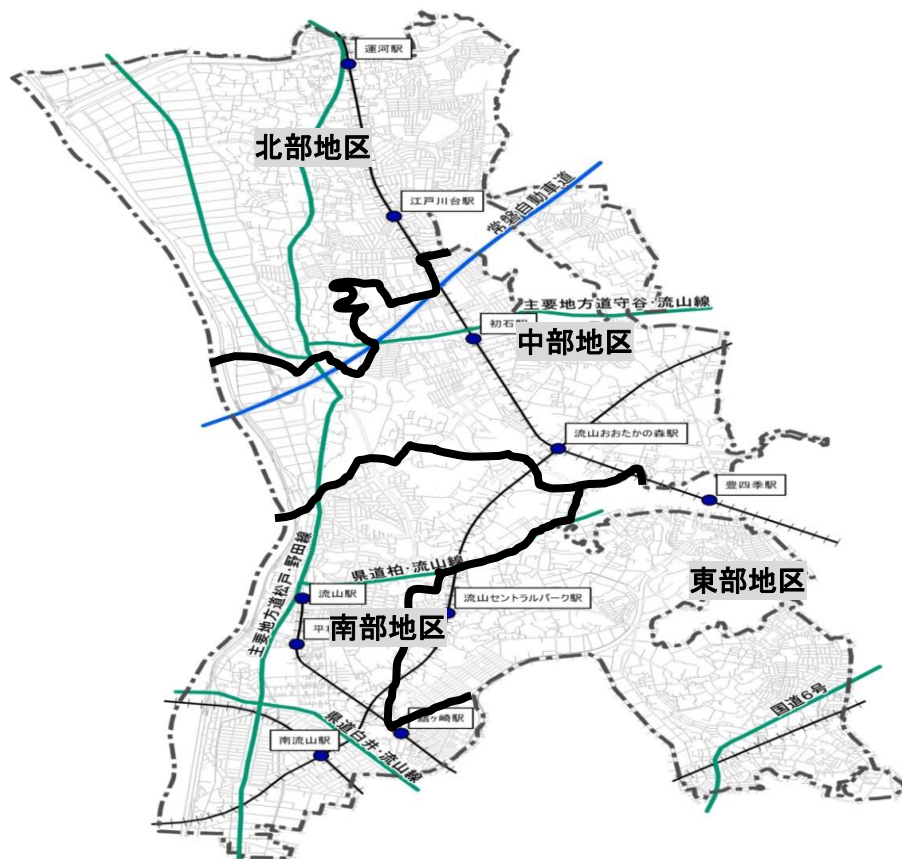
1 事業計画

事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項」、「教育・保育の量の見込みと確保方策」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」、「子ども・子育て支援法に掲げる任意記載事項」に加え、第5期流山市障害者計画・第1期流山市障害福祉計画に掲げる「障害児に対する障害福祉サービスの方策と見込量」により構成します。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計にあたっては、区域を設定し、区域別の児童の推計値やニーズ調査の結果をもとに、国が示した手引きの手順に沿って算出し、本市の地域特性を勘案しながら子ども・子育て会議での審議を踏まえ算定しました。

2 区域設定

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、交通事情、その他の条件を総合的に勘案して「教育・保育」及び「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」は、北部地区・中部地区・南部地区・東部地区の4区域で設定し、それ以外の事業については、市全域の1区域で設定します。



3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、今後ニーズが高まることが考えられます。

子ども・子育て支援制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすいとするなど、普及が図られています。

流山市においても、幼稚園・保育所からの認定こども園への移行を始めとし、整備に努めていきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、保護者のみならず幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援・実施を検討していきます。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためには子ども・子育て支援に関わる者同士の密接な連携が重要になります。

特に、満3歳未満の子供を保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。

また、保・幼・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

利用者区分を1号認定（幼稚園、認定こども園）、2号認定学校教育を希望（幼稚園の預かり保育、認定こども園）、2号認定上記以外（保育所、認定こども園）、3号認定0歳児（保育所、認定こども園、地域型保育事業）、3号認定1・2歳児（保育所、認定こども園、地域型保育事業）の5つに区分し、利用者区分ごとに、ニーズ調査の結果を基に必要となる量の見込みを算定し、それに対応する確保方策を設定しています。

《教育・保育施設の特性》

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園は専用バスによる送迎あり。 ・入所児童は周辺地域だけではなく市全域・近隣市からも受入れる。 ・受入可能児童数 = 定員数を限度とする。
保育所（園）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所は公私立を問わず保護者が送迎を行う。 ・入所児童は主に周辺地域。ただし、車等による送迎が可能であれば原則市域全域の保育所で受入れる。 ・受入可能児童数 = 定員数 <p>※おおたかの森及び南流山には「送迎保育ステーション」を設置し、児童人口の急増に対応するため市域全域を対象として専用バスによる送迎を行っている。</p>
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・認定子ども園（幼保連携型を始め全てのタイプ）は専用バスによる送迎が可能。 ・入所児童は周辺地域だけではなく市全域・近隣市からも受入れる。 ・受入可能児童数 幼稚園機能 = 定員数 保育所機能 = 定員数
地域型保育事業（小規模保育事業所）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所は保護者が送迎を行う。 ・入所児童は主に周辺地域。ただし、車等による送迎が可能であれば原則市域全域の事業所で受入れる。 ・受入可能児童数 = 定員数

■市全域の見通し

整備の 方向性	<p>4地区とも、将来人口推計の人口動態における児童数とともに、需要の増減が生じるものであるが、未就学児及び30代、40代の子育て世代の増、そして、女性就業率の上昇や保育無償化における影響をプラスの要因と鑑み、1号・2号・3号認定については、今後とも教育・保育需要の増が見込まれるものと考えている。</p> <p>なお、保育所等の整備にあたっては、令和元年度開設の保育所ないしは、令和元年度当初の地域別入所数を勘案し、以下の入所率により整備想定数を算出する。</p> <p>・地区（入所率） 北部（約90％） 中部（約85％） 南部（約80％） 東部（85％）</p>
------------	---

《保育所等の整備想定数及び整備年度》

単位：定員数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
北部	79	30	0	0	0	109
中部	660	409	79	90	79	1,317
南部	788	698	570	570	578	3,204
東部	109	49	0	0	0	158
計	1,636	1,186	649	660	657	4,788

■市全域（4区域の合計）

※「計画策定間の環境」及び「確保方策の内容」は各区域を参照

単位：人

区域	計画年度	利用者区分		①量の見込み	②確保方策			②-①
					特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	特定地域型 保育事業	
市 全 域	令和2年度	1号認定		2,441	144	2,820		251
		2号認定	学校教育を希望	272				
			上記以外	3,421	3,707			286
		3号認定	0歳児	502	646		58	202
	1・2歳児		2,486	2,048		298	-140	
	令和3年度	1号認定		2,507	144	2,820		178
		2号認定	学校教育を希望	279				
			上記以外	3,745	4,607			862
		3号認定	0歳児	522	799		67	344
	1・2歳児		2,630	2,555		346	271	
	令和4年度	1号認定		2,555	144	2,820		126
		2号認定	学校教育を希望	283				
			上記以外	4,183	5,288			1,105
		3号認定	0歳児	561	901		73	413
	1・2歳児		2,781	2,901		378	498	
	令和5年度	1号認定		2,525	144	2,820		160
		2号認定	学校教育を希望	279				
			上記以外	4,596	5,660			1,064
		3号認定	0歳児	608	958		73	423
	1・2歳児		2,847	3,102		378	633	
	令和6年度	1号認定		2,425	144	2,820		273
		2号認定	学校教育を希望	266				
			上記以外	5,051	6,062			1,011
		3号認定	0歳児	674	1,009		82	417
1・2歳児	3,094		3,294		426	626		

■北部地区

【計画策定間の環境（令和元年度）】

- ・入所認定率 1号認定子ども：33% 2号認定子ども：32.4%
3号認定子ども：0歳：10.2% 1・2歳：33.6%
- ※1号認定の他に確認を受けない幼稚園（全域32.7%）の受け入れも有り。
- ※2号・3号認定子どもの入所認定率は、入所（申込）児童数に当該地区の児童人口に占める割合で、待機児童数を含むものとなっている。

【確保方策の内容】

北部地区は、既存の市街地として成熟した街なみが続いており、過去3カ年の人口推移及び市将来人口推計においての緩やかな人口減が見られるものの、計画策定時においては国基準の待機児童が8人発生している。計画期間内においては、女性の就業率の上昇を加味し、教育・保育施設ニーズを令和元年度とほぼ横ばい、ないしは緩やかな増と見込む。

- ・1号認定：地区内・市全域・近隣市の幼稚園及び認定こども園の利用を想定している。
- ・2号認定：地区内・市全域の認可保育所及び認定こども園の利用を想定している。（※学校教育を希望する場合は、幼稚園や幼稚園一時預かり、認定こども園等の利用を想定。）
- ・3号認定：地区内・市全域の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所の利用を想定している。

単位：人

区域	計画年度	利用者区分		①量の見込み	②確保方策			②-①
					特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	特定地域型 保育事業	
北部	令和2年度	1号認定		281	60	700		456
		2号認定	学校教育を希望	23				
			上記以外	246	255		9	
		3号認定	0歳児	15	33		0	18
			1・2歳児	127	117		0	-10
		令和3年度	1号認定		287	60	700	
	2号認定		学校教育を希望	22				
			上記以外	247	291		44	
	3号認定		0歳児	16	36		0	20
			1・2歳児	129	138		0	9
	令和4年度		1号認定		293	60	700	
		2号認定	学校教育を希望	20				
			上記以外	253	306		53	
		3号認定	0歳児	16	42		0	26
			1・2歳児	142	147		0	5
		令和5年度	1号認定		288	60	700	
	2号認定		学校教育を希望	20				
			上記以外	245	306		61	
	3号認定		0歳児	16	42		0	26
			1・2歳児	127	147		0	20
	令和6年度		1号認定		278	60	700	
		2号認定	学校教育を希望	18				
			上記以外	261	306		45	
		3号認定	0歳児	18	42		0	24
1・2歳児			138	147		0	9	

■中部地区

【計画策定前の環境（令和元年度）】

- ・入所認定率 1号認定子ども：1.7% 2号認定子ども：59.4%
3号認定子ども：0歳：28.4% 1・2歳：59.4%
- ※1号認定の他に確認を受けない幼稚園（全域32.7%）の受け入れも有り。
- ※2号・3号認定子どもの入所認定率は、入所（申込）児童数に当該地区の児童人口に占める割合で、待機児童数を含むものとなっている。

【確保方策の内容】

中部地区は、計画策定時においては国基準の待機児童が9人発生している。令和元年5月に、同地区の大部分を占めるおおたかの森駅周辺区画整理事業の換地処分が為されたことから、今後とも街並みが形作られる中での人口増として、未就学児並びに子育て世代の増が見込まれる。

また、当該地区は、保育施設への入所希望が高いことが特徴として挙げられ、さらには、女性の就業率の上昇を二ーズに勘案していくことを考えとしている。

確保方策の中では、認可保育所と共に、待機児童の大部分を占める1、2歳児の受入を行える小規模保育事業所の整備を進めるほか、新たに整備する認可保育所での定員差や3歳児以上の受け入れに特化した施設の整備を視野に進めていく。

TX沿線整備地区は、区画整理の進捗とともに、子育て世帯の転入により児童人口が急増している。これに伴い、保育二ーズも急増していることから、区画整理に伴う大規模住宅等の開発に対し、「流山市子育てにやさしいまちづくりの環境を整えるための大規模な共同住宅等の建築における保育所設置の協力要請に関する要綱」を策定して、200戸以上の整備については保育所を設置する旨を求めている。

- ・1号認定：地区内・市全域・近隣市の幼稚園及び認定こども園の利用を想定している。
- ・2号認定：地区内・市全域の認可保育所及び認定こども園の利用を想定している。（※学校教育を希望する場合は、幼稚園や幼稚園一時預かり、認定こども園等の利用を想定。）
- ・3号認定：地区内・市全域の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所の利用を想定している。

単位：人

区域	計画年度	利用者区分		①量の見込み	②確保方策			②-①
					特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	特定地域型 保育事業	
中部	令和2年度	1号認定		867	15	200		-774
		2号認定	学校教育を希望	122				
			上記以外	1,545	37	65		
		3号認定	0歳児	230			822	
			1・2歳児	1,149				
		令和3年度	1号認定		892	15	200	
	2号認定		学校教育を希望	124	1,988			
			上記以外	1,667		40	131	
	3号認定		0歳児	233	1,035			
			1・2歳児	1,169				
	令和4年度		1号認定		909	15	200	
		2号認定	学校教育を希望	120	2,237			
			上記以外	1,765		43	153	
		3号認定	0歳児	244	1,146			
			1・2歳児	1,127				
		令和5年度	1号認定		900	15	200	
	2号認定		学校教育を希望	113	2,273			
			上記以外	1,852		43	141	
	3号認定		0歳児	259	1,167			
			1・2歳児	1,140				
	令和6年度		1号認定		864	15	200	
		2号認定	学校教育を希望	104	2,339			
			上記以外	1,959		46	126	
		3号認定	0歳児	280	1,188			
1・2歳児			1,191					

■南部地区

【計画策定前の環境（令和元年度）】

- ・入所認定率 1号認定子ども：0.2% 2号認定子ども：43.1%
3号認定子ども：0歳：22.4% 1・2歳：45.5%
- ※1号認定の他に確認を受けない幼稚園（全域32.7%）の受け入れも有り。
- ※2号・3号認定子どもの入所認定率は、入所（申込）児童数に当該地区の児童人口に占める割合で、待機児童数を含むものとなっている。

【確保方策の内容】

南部地区は、計画策定時においては国基準の待機児童が19人発生している。

同地区においては、区画整理事業に伴う大規模住宅等の開発が、平成27年度以降急速に展開され、計画期間内においても特に木地区及び西平井、鱈ヶ崎地区の区画整理事業区域での未就学児及び子育て世代の増により、教育・保育へのニーズは増加すると見込まれる。また、は、保育施設への入所希望が高いことが特徴として挙げられ、さらには、女性の就業率の上昇をニーズに勘案していくことを考えとしている。

確保方策の中では、認可保育所と共に、待機児童の大部分を占める1、2歳児の受入を行える小規模保育事業所の整備を進めるほか、新たに整備する認可保育所での定員差や3歳児以上の受け入れに特化した施設の整備を視野に進めていく。

T×沿線整備地区は、区画整理の進捗とともに、子育て世帯の転入により児童人口が急増している。これに伴い、保育ニーズも急増していることから、区画整理に伴う大規模住宅等の開発に対し、「流山市子育てにやさしいまちづくりの環境を整えるための大規模な共同住宅等の建築における保育所設置の協力要請に関する要綱」を策定して、200戸以上の整備については保育所を設置する旨を求めている。

- ・1号認定：地区内・市全域・近隣市の幼稚園及び認定こども園の利用を想定している。
- ・2号認定：地区内・市全域の認可保育所及び認定こども園の利用を想定している。
（※学校教育を希望する場合は、幼稚園や幼稚園一時預かり、認定こども園等の利用を想定。）
- ・3号認定：地区内・市全域の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所の利用を想定している。

単位：人

区域	計画年度	利用者区分		①量の見込み	②確保方策			②-①
					特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	特定地域型 保育事業	
南部	令和2年度	1号認定		922	9	1,040		40
		2号認定	学校教育を希望	87				
			上記以外	1,307	1,267			-40
		3号認定	0歳児	219	235		18	34
			1・2歳児	958	758		95	-105
		令和3年度	1号認定		947	9	1,040	
	2号認定		学校教育を希望	94				
			上記以外	1,496	1,699			203
	3号認定		0歳児	234	310		21	97
			1・2歳児	1,064	1,001		111	48
	令和4年度		1号認定		964	9	1,040	
		2号認定	学校教育を希望	104				
			上記以外	1,801	2,086			285
		3号認定	0歳児	257	373		24	140
			1・2歳児	1,217	1,211		127	121
		令和5年度	1号認定		951	9	1,040	
	2号認定		学校教育を希望	107				
			上記以外	2,086	2,422			336
	3号認定		0歳児	282	427		24	169
			1・2歳児	1,250	1,391		127	268
	令和6年度		1号認定		910	9	1,040	
		2号認定	学校教育を希望	105				
			上記以外	2,359	2,758			399
		3号認定	0歳児	318	481		30	193
1・2歳児			1,381	1,571		159	349	

■東部地区

【計画策定前の環境（令和元年度）】

- ・入所認定率 1号認定子ども：1.8% 2号認定子ども：31.8%
3号認定子ども：0歳：12.1% 1・2歳：35.1%

※1号認定の他に確認を受けない幼稚園（全域32.7%）の受け入れも有り。

※2号・3号認定子どもの入所認定率は、入所（申込）児童数に当該地区の児童人口に占める割合で、待機児童数を含むものとなっている。

【確保方策の内容】

東部地区は、計画策定時において国基準の待機児童が6人発生している。

区画整理事業が進む後平井周辺の開発状況により就学前児童数及び教育・保育施設ニーズの増が生じるところであるが、同時に向小金周辺における小規模開発を鑑みたくて、計画期間内においては、教育・保育施設ニーズの緩やかな増加と見込む。

- ・1号認定：地区内・市全域・近隣市の幼稚園及び認定こども園の利用を想定している。
- ・2号認定：地区内・市全域の認可保育所及び認定こども園の利用を想定している。（※学校教育を希望する場合は、幼稚園や幼稚園一時預かり、認定こども園等の利用を想定。）
- ・3号認定：地区内・市全域の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所の利用を想定している。

単位：人

区域	計画年度	利用者区分		①量の見込み	②確保方策			②-①
					特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	特定地域型 保育事業	
東部	令和2年度	1号認定		371	60	880		529
		2号認定	学校教育を希望	40				
			上記以外	323	578		255	
		3号認定	0歳児	37	120		3	86
	1・2歳児		252	351		16	115	
	令和3年度	1号認定		381	60	880		520
		2号認定	学校教育を希望	39				
			上記以外	335	629		294	
		3号認定	0歳児	39	129		6	96
	1・2歳児		268	381		32	145	
	令和4年度	1号認定		389	60	880		512
		2号認定	学校教育を希望	39				
			上記以外	364	659		295	
		3号認定	0歳児	44	132		6	94
	1・2歳児		295	397		32	134	
	令和5年度	1号認定		386	60	880		515
		2号認定	学校教育を希望	39				
			上記以外	414	659		245	
		3号認定	0歳児	51	132		6	87
	1・2歳児		329	397		32	100	
	令和6年度	1号認定		373	60	880		528
		2号認定	学校教育を希望	39				
			上記以外	471	659		188	
		3号認定	0歳児	58	126		6	74
1・2歳児	385		388		32	35		

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法で、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられている13事業について、ニーズ調査の結果や事業の実績値等を基に量の見込みを算定し、それに対応した確保方策を設定しています。

(1) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

《学童クラブの特性》

現在の 学童 クラブ	
今後の 学童 クラブ	

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
(2) 提供区域の設定	北部地区・中部地区・南部地区・東部地区（4区域）
(3) 確保方策の内容	
(4) 事業担当課	教育総務課

《学童等の整備想定年度》

単位：定員数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
北部	0	0	0	0	0	0
中部	0	0	0	0	0	0
南部	0	0	0	0	0	0
東部	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

② 量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の 見込み	低学年	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0
	②確保方策		0	0	0	0	0
	②-①		0	0	0	0	0
北部	①量の 見込み	低学年	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0
	②確保方策		0	0	0	0	0
	②-①		0	0	0	0	0
中部	①量の 見込み	低学年	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0
	②確保方策		0	0	0	0	0
	②-①		0	0	0	0	0
南部	①量の 見込み	低学年	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0
	②確保方策		0	0	0	0	0
	②-①		0	0	0	0	0
東部	①量の 見込み	低学年	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0
	②確保方策		0	0	0	0	0
	②-①		0	0	0	0	0

《放課後子ども総合プランについて》

国の推進する放課後子ども総合プランに基づく、放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子供教室（地域住民等の協力を得て、放課後等にすべての児童を対象に学習や体験・交流活動などを行う事業）の計画的な整備等に関する事項は、全ての地方公共団体で新たに設置される「総合教育会議」の中で検討する。

(2) 延長保育事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	新規開設園においても延長保育を実施する。
(4) 事業担当課	保育課

② 量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	6,326	7,037	7,427	7,823	8,217
	②確保方策	6,326	7,037	7,427	7,823	8,217

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ（宿泊・日帰り・トワイライト））

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に日帰りおよび泊りがけで入所させ、必要な保護を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	現在の提供体制を維持する。
(4) 事業担当課	子ども家庭課

② 量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市全域	①量の見込み	ショートステイ (宿泊)	75	83	91	100	110
		ショートステイ (日帰り)	99	109	120	132	145
		トワイライトステイ	45	50	55	61	67
	②確保方策	219	242	266	293	322	

(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

① 事業の概要

(1) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、助言その他の援助を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	量の見込みに対応する施設数
(4) 事業担当課	子ども家庭課

② 量の見込み・確保方策

単位：人日／年
：か所

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	57,887	57,824	57,259	54,329	52,752
	②確保方策	16	16	16	16	16

(5) 一時預かり事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	幼稚園の預かり保育実施を推進する。 ファミリー・サポート・センターの実施施設数を増設する。 ショートステイ、トワイライトステイについては、現在の提供体制を継続する。
(4) 事業担当課	子ども家庭課・保育課

② 量の見込み・確保方策

■ 一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター（就学前）、一時保育）

単位：人日／年

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市全域	① 量の見込み	ファミリー・サポート・センター	4,957	5,015	5,073	5,131	5,189
		一時保育	13,035	13,611	14,187	14,763	15,339
		計	17,992	18,626	19,260	19,894	20,528
	② 確保方策	ファミリー・サポート・センター	4,957	5,015	5,073	5,131	5,189
		一時保育	13,035	13,611	14,187	14,763	15,339
		計	17,992	18,626	19,260	19,894	20,528

(6) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

① 事業の概要

(1) 事業の概要	病児について病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	現在の提供体制を確保するとともに、病児保育事業の実施を検討する。
(4) 事業担当課	保育課

② 量の見込み・確保方策

単位：人日／年

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	380	420	470	520	570
	②確保方策	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学後））

① 事業の概要

(1) 事業の概要	児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	提供会員の確保を推進する。 利便性の向上のため、実施施設を増設する。
(4) 事業担当課	子ども家庭課

② 量の見込み・確保方策

単位：人日／年

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	2,124	2,149	2,174	2,199	2,224
	②確保方策	2,124	2,149	2,174	2,199	2,224

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

① 事業の概要

(1) 事業の概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	量の見込み（訪問数）に対応する実施体制。
(4) 事業担当課	健康増進課（流山市保健センター）

②量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	2,289	2,360	2,416	2,456	2,574
	②確保方策	実施体制：個人委託助産師及び保健師14～16名 非常勤助産師及び保健師10～20名 実施機関：健康増進課（流山市保健センター）				

(9) 養育支援訪問事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	子育てに不安を抱えていたり、さまざまな理由で子供の養育に支援を必要としている家庭に対して、保健師などを派遣し、育児や家事の指導・助言を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	量の見込み（延べ訪問数）に対応する実施体制。
(4) 事業担当課	健康増進課（流山市保健センター）

②量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	164	186	186	186	186
	②確保方策	<p>【育児家事援助部分】 実施体制：民間事業所委託1～4か所 実施機関：健康増進課（流山市保健センター） 子ども家庭課</p> <p>【専門的相談支援部分】 実施体制：5～10人 実施機関：健康増進課（流山市保健センター）</p>				

(10) 妊婦健康診査

① 事業の概要

(1) 事業の概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	量の見込み（健診回数）に対応する実施体制。 ※1人あたりの健診回数は14回で算定。
(4) 事業担当課	健康増進課（流山市保健センター）

②量の見込み・確保方策

単位：回

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	25,732	25,629	25,270	24,461	23,604
	②確保方策	実施場所：全国医療機関 実施体制：医療機関との委託契約 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目 実施時期：通年実施				

(11) 利用者支援事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	<p>①特定型 子どもや保護者が、幼稚園や保育所、認定こども園等の施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報の収集・提供を行い、必要に応じて相談・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行う。利用者の個別ニーズに応じた子育て支援サービスに結び付けられるように、相談機能を有する総合窓口を設置する。</p> <p>②母子保健型 母子手帳交付時の妊婦全件面接または訪問による状況把握を行い作成したコウノトリプラン（支援計画）に基づき、早期支援を実施する。支援の実施にあたっては、関係機関との連絡調整及び継続的なモニタリングを行い、保健センター地区担当保健師、児童福祉部門との連携を取りながら、母子保健型保健師等による妊産婦及びその家族等への支援を実施するものである。 また、支援メニューとして、産後ケア事業を実施する。</p> <p>③子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。</p>
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	令和3年度、令和4年度にそれぞれ1か所設置を予定。
(4) 事業担当課	子ども家庭課

② 量の見込み・確保方策

単位：か所

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	4	5	6	6	6
	②確保方策	4	5	6	6	6

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。 教育・保育の無償化に伴い私立幼稚園に通う児童のうち、一定所得未満相当世帯及び第3子以降の児童の給食（副食費相当分）に要する費用等を助成する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	量の見込み（延べ人数）に対する実施体制。
(4) 事業担当課	保育課

② 量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
	②確保方策	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	国の動向及び市内の事業者の意向を踏まえて検討する。
(4) 事業担当課	子ども家庭課・保育課

7 子ども・子育て支援法に掲げる任意記載事項

(1) 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

子育て支援総合窓口（利用者支援事業）の設置や、子育て情報の提供により、利用者のニーズに応じた子育て支援に結び付けられるよう努めます。

本計画では就学前の子どもの保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえて、教育・保育の量の見込み及び確保方策を定めています。この量の見込み及び確保方策を基に特定教育・保育施設等を計画的に整備することで、産前・産後休業、育児休業明けに特定教育・保育施設等が円滑に利用できるような環境を整えていきます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

県が行う施策との連携を図り、流山市の実情に応じて、次に掲げる施策を推進していきます。（各施策の詳細は第6章施策の展開を参照）

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見、早期対策のため、身近な場所における継続的な支援を行い、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導等を行う子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、利用者支援事業等により、地域における切れ目のない子育て支援を活用して虐待を予防するほか、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所へ援助依頼や送致等を求め、加えて、関係機関との連携強化が必要不可欠となります。

○子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して普及活動を行います。また、保護者として看護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会などを活用し、周知に努めます。

○児童虐待の発生予防・早期発見

児童虐待の発生予防、早期発見のため、妊娠期から母子に対する支援など、支援を必要とする妊婦への支援を行います。

なお、乳幼児健康診査の未受診者及び受診後に経過観察等が必要な者、未就園の子ども並びに不就学等の子どもに関する定期的な安全確認や、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊婦、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることが重要です。また、地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置を促進し、相談窓口の周知・徹底を含めた相談・支援につながりやすい仕

組みづくりに努めます。支援を要する妊婦、児童等を発見した医療機関や学校、福祉関係者等と情報の提供及び共有を行うための連携体制の構築を図ります。

○社会的擁護施策との連携

子ども・子育て支援を推進するに際しては、子育て短期支援事業の確保に努め、更には、母子生活支援施設等との連携など、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するための連携が必要となる。

また、地域の里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長するために、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における都道府県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備を進めます。

②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立のために、子育て生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援を促進します。

③子どもの貧困に対する取り組み

生活保護世帯、ひとり親世帯の子どもへの学習支援や日常生活を身に付けるための支援を行い、子どもが健全に育成される環境を整えながら、子どもの貧困の連鎖の防止に向けた取り組みを行います。

④障害児施策の充実等

成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等に効果があることから、児童発達支援センター（つばさ学園）の事業を充実し、早期療育・指導相談体制の推進、療育支援体制の充実、保育所や幼稚園等への訪問や交流の推進など、保育・就学前教育の充実を図ります。

なお、平成30年度～平成32年度を計画期間とする「流山市第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」との整合を図ります。

（3）労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現のために、労働条件の向上や育児休業制度の普及などについて広報、啓発を行うなどの支援を推進していきます。

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

延長保育や学童クラブなどの様々な保育サービスの充実を図るなど、多様な就労形態に対応した子育て支援を推進していきます。

男女が協力して子育てを行い、男女ともに仕事と子育ての両立ができるように、男性の子育てへの参加を推進していきます。

8 障害児に対する障害福祉サービスの見込量と方策

成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等に効果があることから、児童発達支援センター（つばさ学園）の事業を充実し、早期療育・指導相談体制の推進、療育支援体制の充実、保育所や幼稚園等への訪問や交流の推進など、保育・就学前教育の充実を図ります。なお、見込量及び方策は、第5期障害福祉計画の計画期間にあわせ平成30年度～令和2年度の3か年間とし、本計画の見直しに併せて見直します。

（1）児童発達支援

①事業の概要

（1）事業の概要	障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
（2）事業担当課	障害者支援課

②見込量及び見込量の方策

単位：人／月

項目		平成30年度	平成31年度	令和2年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	1,510	1,673	1,836
	利用者数 【人/月】	122	136	149
②確保方策	児童発達支援センターつばさを中心に、近隣にある事業所と連携を図りながら、障害児とその保護者(家族)のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。			

（2）医療型発達支援

①事業の概要

（1）事業の概要	肢体不自由（上肢、下肢または体幹機能障害）があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた障害児を対象にしています。
（2）事業担当課	障害者支援課

②見込量及び見込量の方策

単位：人／月

項目		平成30年度	平成31年度	令和2年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	3	3	3
	利用者数 【人/月】	1	1	1
②確保方策	・本市には医療型事業発達支援を実施する事業所がないため、近隣にある事業所と連携を図りながら事業を実施します。			

(3) 居宅訪問型児童発達支援

①事業の概要

(1) 事業の概要	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行うものです。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び見込量の方策

単位：人／月

項目		平成30年度	平成31年度	令和2年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	3	3	3
	利用者数 【人/月】	1	1	1
②確保方策	事業の実施にあたっては、既存の児童発達支援事業所の協力や新規事業所等の参入を促し、必要な見込み量を確保します。			

(4) 「放課後等デイサービス」

①事業の概要

(1) 事業の概要	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。また、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進します。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び見込量の方策

単位：人／月

項目		平成30年度	平成31年度	令和2年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	2,762	3,241	3,720
	利用者数 【人/月】	154	181	208
	市内事業者数	20	22	24
②確保方策	<p>子育て世代の人口増加に伴って、今後も放課後等デイサービスを利用する障害児の増加が見込まれます。十分なサービス提供体制を確保するために、既存のサービス提供事業所と関係機関に対する適切な情報提供を図り、新規参入を積極的に呼びかけて見込量の確保に努めます。</p> <p>県が指定する放課後等デイサービス事業所が、「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき一定の質を確保しているかを常に注視し、質の高い支援体制を確保していきます。</p>			

(5) 保育所等訪問支援

①事業の概要

(1) 事業の概要	保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び見込量の方策

単位：人／月

項目		平成30年度	平成31年度	令和2年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	6	7	8
	利用者数 【人/月】	5	6	7
②確保方策	保育所等訪問支援は、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進にあたり、非常に大切な事業であることから、事業を実施する児童発達支援センターつばさを中心に、障害児支援課、子ども家庭部及び教育委員会が連携し、それぞれが管轄する関係施設等に対して事業の趣旨について理解を求めるとともに、事業の普及に向けた協力を求めます。			

(6) 障害児相談支援

①事業の概要

(1) 事業の概要	障害児またはその保護者の状況を考慮し、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障害児利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行います。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び見込量の方策

単位：人／月

項目		平成30年度	平成31年度	令和2年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	86	107	128
	利用者数 【人/月】	8	9	10
②確保方策	保育所等訪問支援は、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進にあたり、非常に大切な事業であることから、事業を実施する児童発達支援センターつばさを中心に、障害児支援課、子ども家庭部及び教育委員会が連携し、それぞれが管轄する関係施設等に対して事業の趣旨について理解を求めるとともに、事業の普及に向けた協力を求めます。			

(7)障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズとその提供体制について

種別	ニーズ見込量(人)	医療ケアが必要な児童数
保育所	14	(1)児童発達支援を利用している8人中1人
認定こども園	6	(1)児童発達支援を利用している8人中1人
幼稚園	14	(0)
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	10	(3)放課後等デイサービスを利用している4人中1人

※ニーズ見込量は、調査回答数に30～40%増で見込んだものです。

※「医療的ケアが必要な児童数」の()の数字は、医療的ケアが必要な児童数です。

医療的ケアは、主に痰吸引、導尿、経管栄養等ですが、本調査においては、てんかん、医療的相談カウンセリングまで含めた回答になっています。

【量の見込みと確保方策】

- ・保育所、認定こども園、幼稚園においては、児童発達支援センターや保健センター等の関係機関と連携を図りながら、受け入れ体制の整備に努めます。
- ・放課後等児童健全育成(学童クラブ)においては、障害のある児童を優先児童と位置付けており、支援員等の加配や障害児保育に関する研修、施設のバリアフリー化等を通じ、受け入れに努めています。児童発達支援センターや障害児相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所等とも連携を図りながら、受け入れ体制の整備に努めます。



施策の展開

第6章 施策の展開

施策の展開



計画の推進体制

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進

子ども・子育て支援制度における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備及び、次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承する施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

計画の着実な実行を促し、その目標を達成するため、庁内の連携を図るものとします。また、地域やNPO、企業と連携を図りながら計画を推進していきます。

2 計画の進行管理

5年という短期間に実効ある計画の推進を図るため、庁内推進体制の整備のほか、PDCAサイクルにより進行管理を行うこととし、計画の進捗状況を定期的に「流山市子ども・子育て会議」に報告し、チェックを受けるものとします。

また、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

4 国・県への要望

子ども・子育て支援は、国、県、市が一丸となって取り組むべき課題であり、直接、市民のニーズ・評価を把握できる立場の市として、以下の施策の拡充を積極的に国、県に要望します。

- 1 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業に対する財政措置の拡充
- 2 子ども医療費助成、各種手当支給に対する経済的支援
- 3 ひとり親家庭に対する支援
- 4 児童虐待等、保護が必要な子どもへの支援



資料編

1 計画策定の経過

別紙のとおり

2 流山市子ども・子育て会議委員

委員構成		氏名
1	児童福祉サービスの提供を受ける者	ナカヤマ ナホミ 中山 奈保美
2	児童福祉サービスを提供をする者	マツモト カナエ 松本 香苗
3	私立幼稚園協会を代表する者	マツダ ツキコ 松田 月子
4	民間保育園協会を代表する者	サクラバ ヤスコ 櫻庭 康子
5	小規模保育連絡協議会を代表する者	ヤブモト アツヒロ 藪本 敦弘
6	学童保育連絡協議会を代表する者	ニシハラ ノブユキ 西原 信幸
7	主任児童委員	ヨシダ カズコ 吉田 和子
8	学識経験を有する者	カシワメ レイホウ 柏女 霊峰（会長）
9	教育委員会の職員	タナベ ルミコ 田邊 留美子
10	市民等	イワタ キョウコ 岩田 杏子
11	市民等	テヅカ ジュンコ 手塚 純子
12	市民等	ハシモト タカオ 橋本 隆雄
13	市民等（団体）	タナカ ユミ 田中 由実
14	市民等（団体）	キツカワ キヨミ 吉川 喜代美（副会長）

3 子育てにやさしいまちづくり条例

(平成20年4月1日施行)

《制定の経緯》

この条例は、平成19年流山市議会第2回定例会に議員発議の議案として提出され、継続審査となった後、第3回定例会に全会一致で可決されました。条例の制定により、本市の少子化対策としての子育て支援策が、更に充実するものと期待されます。

(目的)

第1条 この条例は、子育てにやさしいまちづくりを推進するための基本理念、基本方針、責務等を定めることにより、市、市民、事業者及び学校等が一体となって、子どもの健やかな成長を願い、次代を担うすべての子どもの幸せを図ることにより、活力ある元気な流山市を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね年齢18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。
- (4) 学校等 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所その他これらに類するものをいう。

(基本理念)

第3条 子育てにやさしいまちづくりは、すべての子どもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在であるという認識を持って、市、市民、事業者及び学校等があらゆる分野において、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の連携、協力を強めながら総合的に取り組まなければならない。

(市の施策の基本方針)

第4条 市は、子育てにやさしいまちづくりの実現のための施策を策定し、又は実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 子どもを安心して生み、みんなで子育てできる安心で安全な環境づくり
- (2) 子どもがすくすく育ち、子育てしやすい自然環境の保全と、良好な住環境の整備ができる環境づくり
- (3) 子ども及び保護者が一緒に、ゆとりある家庭生活を営むことのできる労働環境づくり

(4) 子育て世代の定住が促進されるために必要な、住みやすい環境づくり

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、子育てにやさしいまちづくりの実現に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、基本理念に基づき、子育てに取り組む家庭を取り巻く社会経済情勢等に配慮し、適切な支援を行わなければならない。

(市民の取組)

第6条 市民は、基本理念に基づき、子どもや保護者が家庭に安らぎを感じ、子育てに夢を持ち、安心して子どもを生み、育てられる社会の実現に向けて、全ての世代が支え合って協力するよう努めるものとする。

(事業者の取組)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、自ら雇用する労働者が子育てと仕事の両立を図れるよう必要な労働環境を整えるよう努めるものとする。

(学校等の取組)

第8条 学校等は、子どもの豊かな人間性や限りない能力を育む崇高な使命があることを認識し、子どもの学習する権利及び保育を受ける権利の保持に努めるものとする。

2 学校等は、保護者や地域の市民に積極的に情報を提供し、周辺地域の住民及び保護者の家庭と協力しながら、子どもの幸福に生きる権利を守り、その安全の確保に努めるものとする。

3 学校等は、市と連携しその施設が市民の身近な生涯学習又は活動の場になるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

4 子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査等の結果

(1) アンケート調査

調査票の配布・回収状況

➤ 調査対象

就学前の子どもの保護者・小学生の保護者

➤ 調査区域

流山市全域

➤ 抽出方法

無作為抽出

➤ 調査方法

郵送配布・郵送回収

➤ 実施期間

平成31年1月18日（金）～2月4日（金）締切

➤ 有効回答数（回答率）

就学前の子どもの保護者			小学生の保護者		
配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
2,000件	1,334件	66.7%	1,000件	659件	65.9%

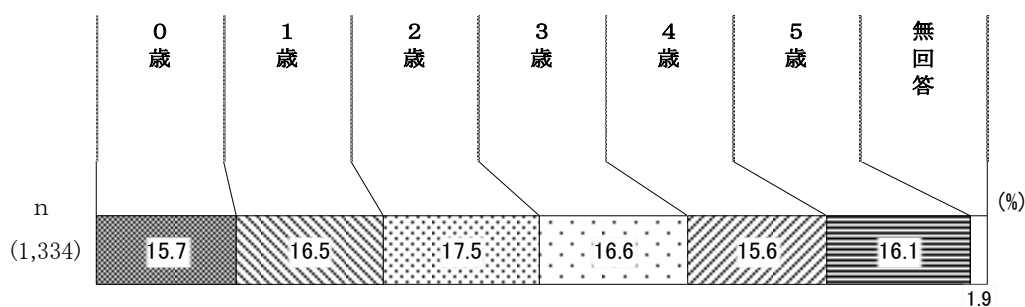
※ 参考 前回（平成26年度）

就学前の子どもの保護者 回収数（率） 1,385件（69.2%）

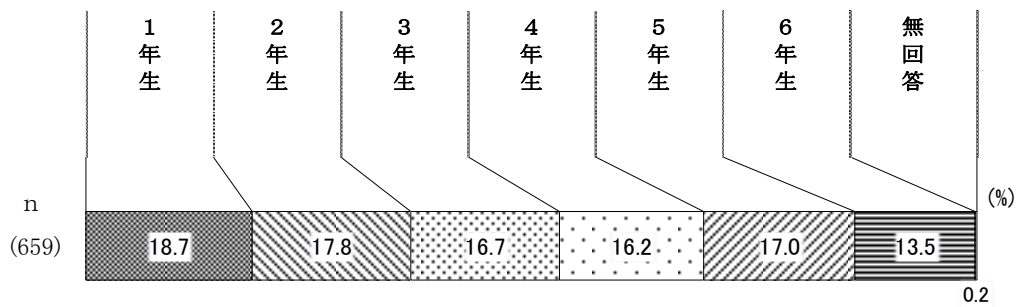
小学生の保護者 回収数（率） 645件（64.5%）

回答者の属性

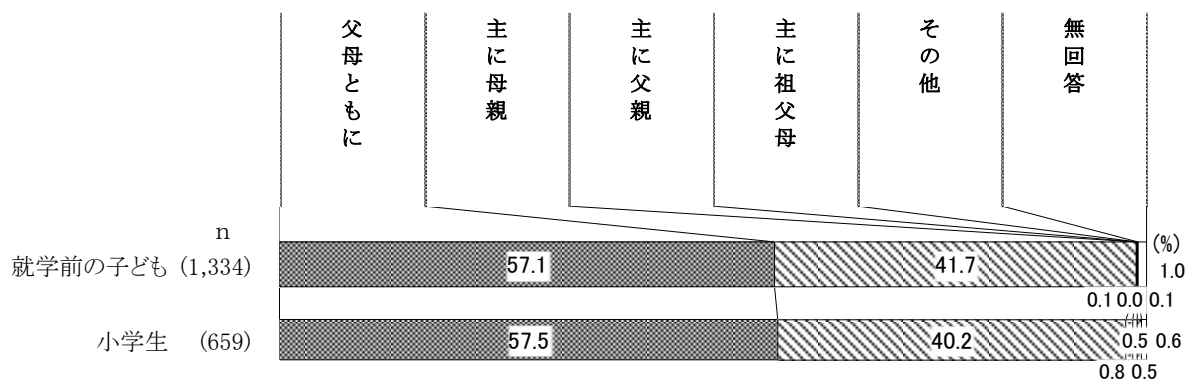
■調査対象児童の年齢<就学前：問2>



■調査対象児童の学年＜小学生：問2＞

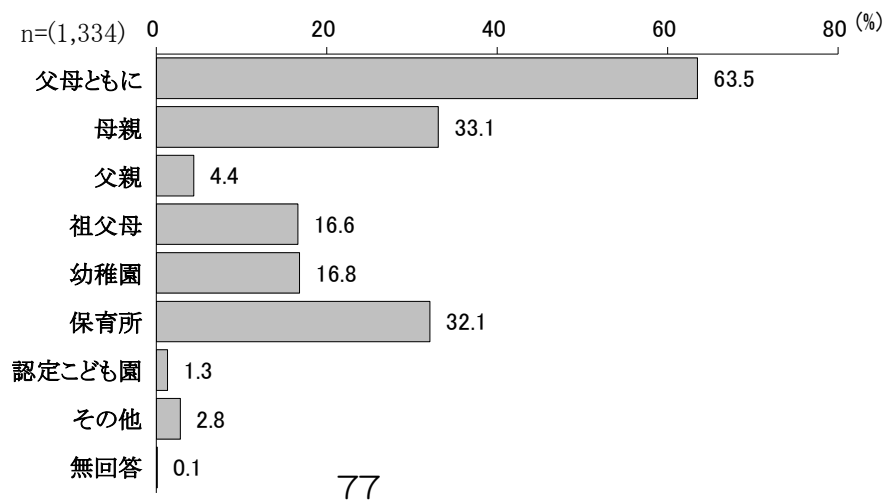


■子育てを主に行っている人＜就学前・小学生：問6＞
 子育てを主に行っている人については、就学前・小学生の調査ともに「父母ともに」が5割以上、次いで「主に母親」が約4割を占め、2分している。



子どもの育ちをめぐる環境について

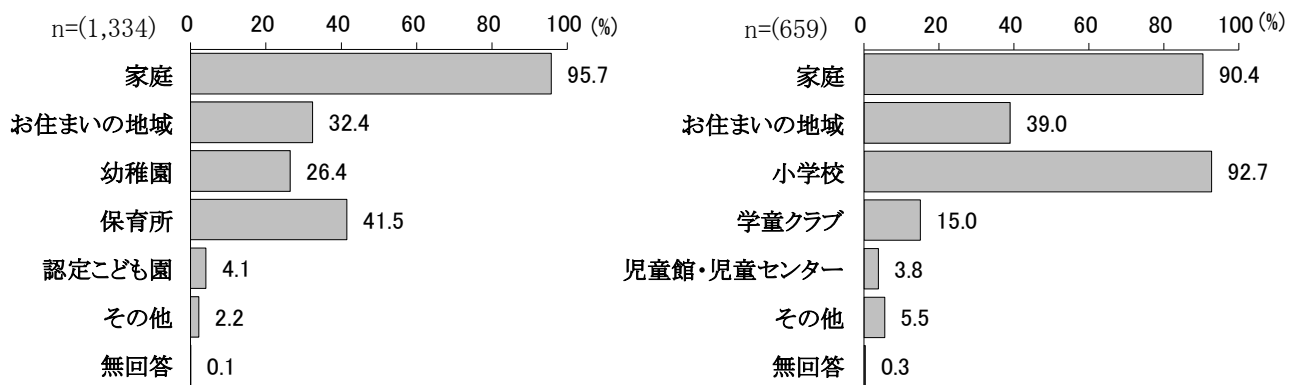
■日常的に子育てに関わっている方（施設を含む）＜就学前：問7＞
 日常的に子育てに関わっている人は、「父母ともに」が63.5%と最も高くなっている。



■子育てに影響を与える環境〈就学前・小学生：問8〉

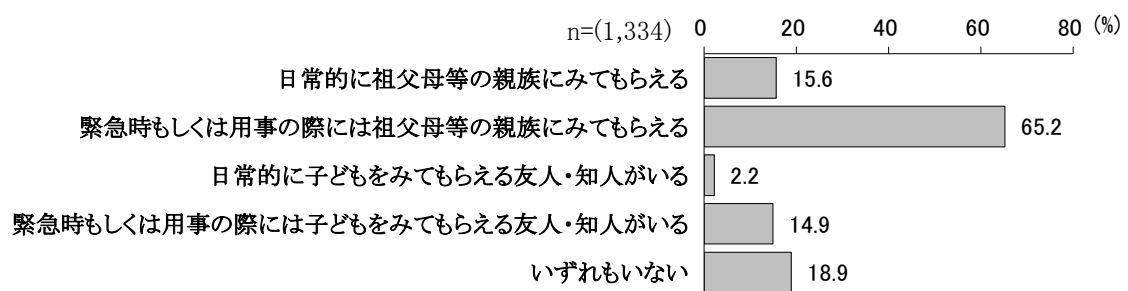
子育てに影響を与える環境は、就学前は「家庭」が9割半ばを占めている。小学生は「家庭」と「小学校」が9割を超えて2分している。

〈就学前〉 〈小学生〉



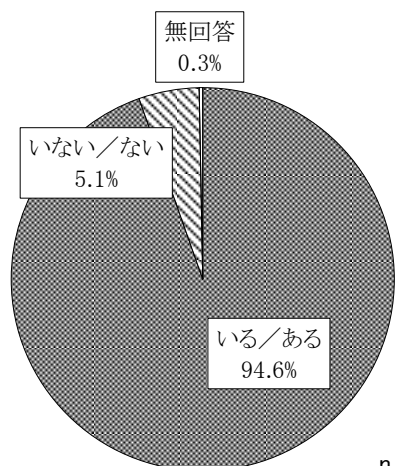
■主な親族等協力者の状況〈就学前：問9〉

主な親族等協力者の状況は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が65.2%と最も高くなっている。



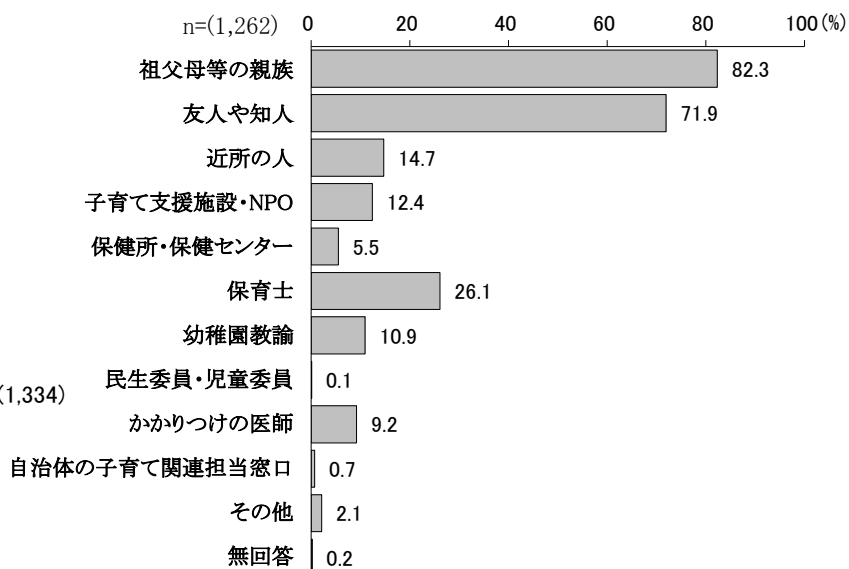
■子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無<就学前：問10>

子育てに関して気軽に相談できる人・場所などが「いる/ある」は94.6%を占めている。



n = (1,334)

■子育ての相談先<就学前：問10-1>
子育ての相談先としては、「祖父母等の親族」が82.3%と最も高く、以下「友人や知人」(71.9%)、「保育士」(26.1%)と続いている。



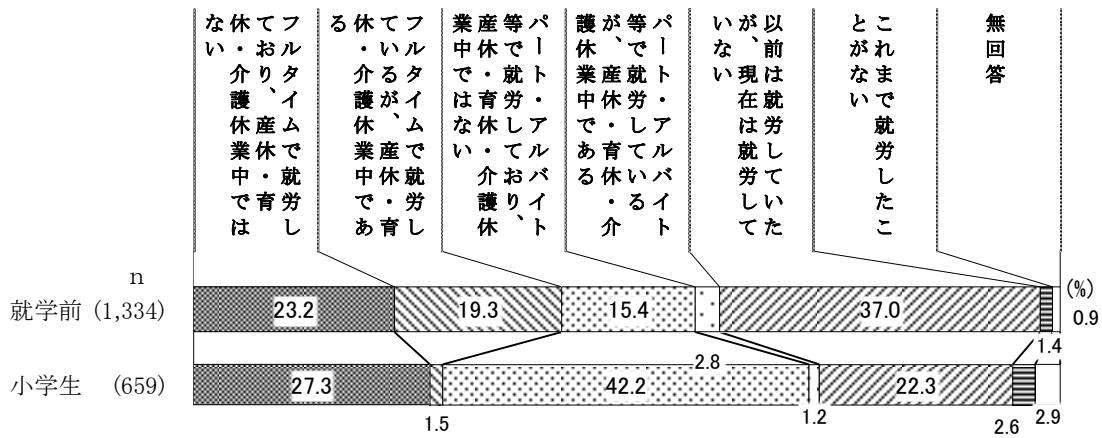
n=(1,262)

保護者の就労状況について

■母親の就労状況<就学前：問12・小学生：問11>

就学前調査では、《フルタイム》は42.5%、《パートタイム》は18.2%となっており、フルタイムの方が24.3ポイント高くなっている。なお、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は37.0%となっている。

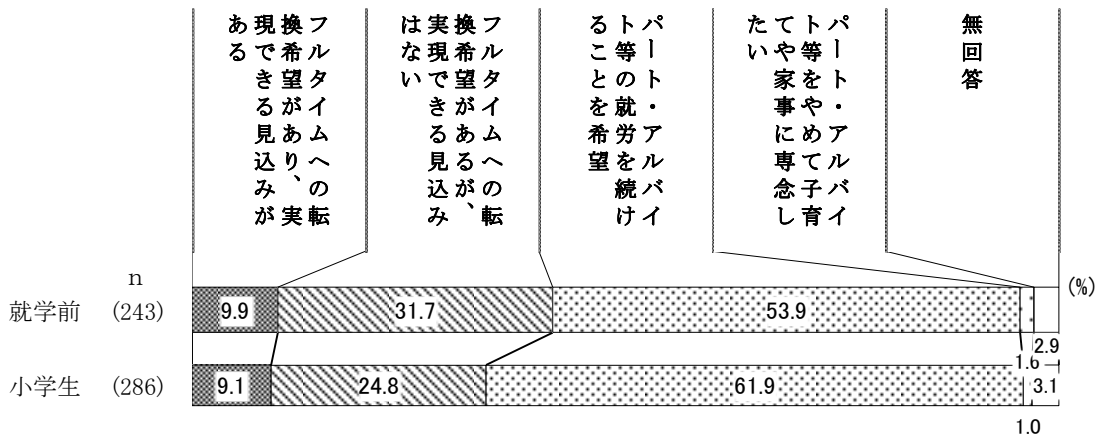
小学生調査では、《フルタイム》は28.8%、《パートタイム》は43.4%となっており、フルタイムの方がパートタイムの方が14.6ポイント高くなっている。なお、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は22.3%となっている。



■母親のフルタイムへの転換希望<就学前：問13・小学生：問12>

就学前調査では、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が53.9%と最も高く、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が31.7%となっている。

小学生調査では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）の就労を続けることを希望」が61.9%と最も高く、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が24.8%となっている。



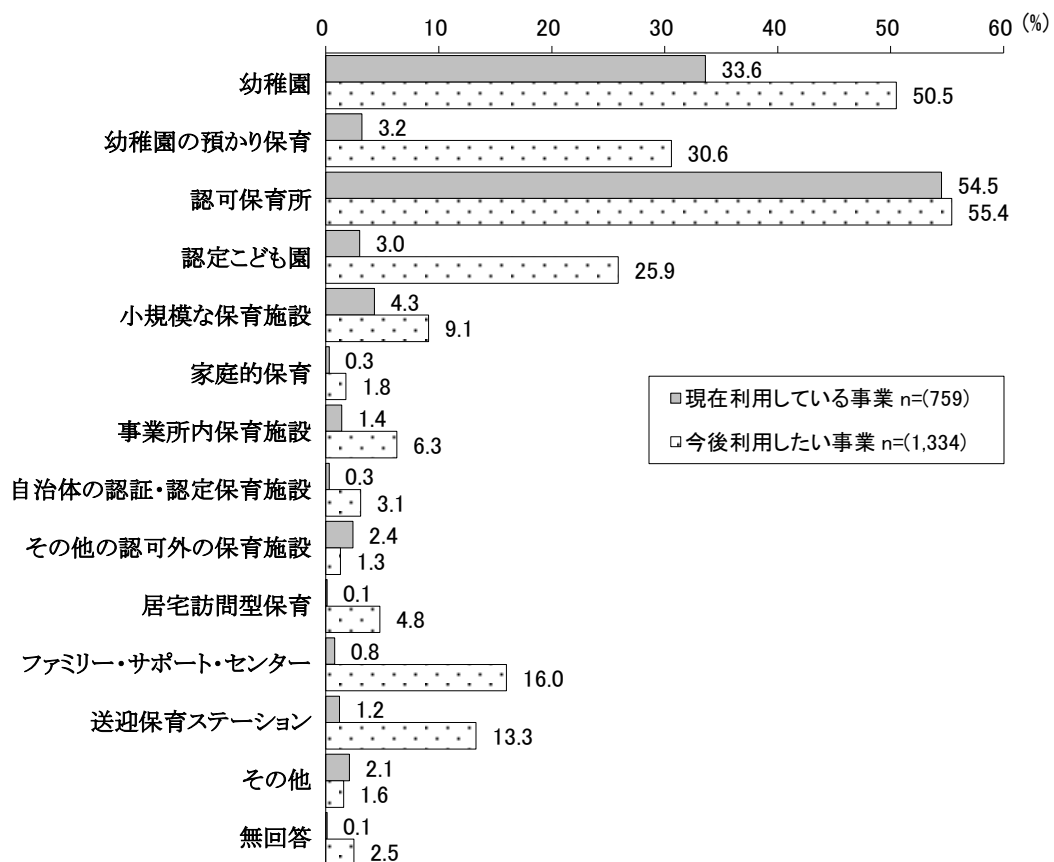
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

■ 定期的に利用している平日の教育・保育事業<就学前：問15-1>

定期的に利用している平日の教育・保育事業は、「認可保育所」が54.5%、「幼稚園」が33.6%となっている。

■ 定期的に利用したい平日の教育・保育事業<就学前：問16>

定期的に利用したい平日の教育・保育事業は、「認可保育所」が55.4%、「幼稚園」が50.5%、「幼稚園の預かり保育」が30.6%となっている。

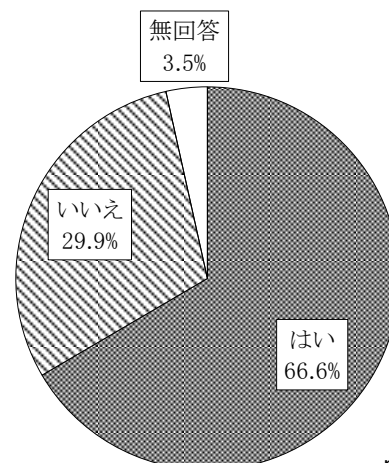


■ 特に幼稚園の利用を強く希望するか

<就学前：問16-2>

※問16で「幼稚園(通常の就園時間の利用)」または「幼稚園の預かり保育」に○をつけ、かつそれ以外の教育・保育事業にも○をつけた方に質問。

特に幼稚園の利用を強く希望するかについては、「はい」が66.6%となっている。



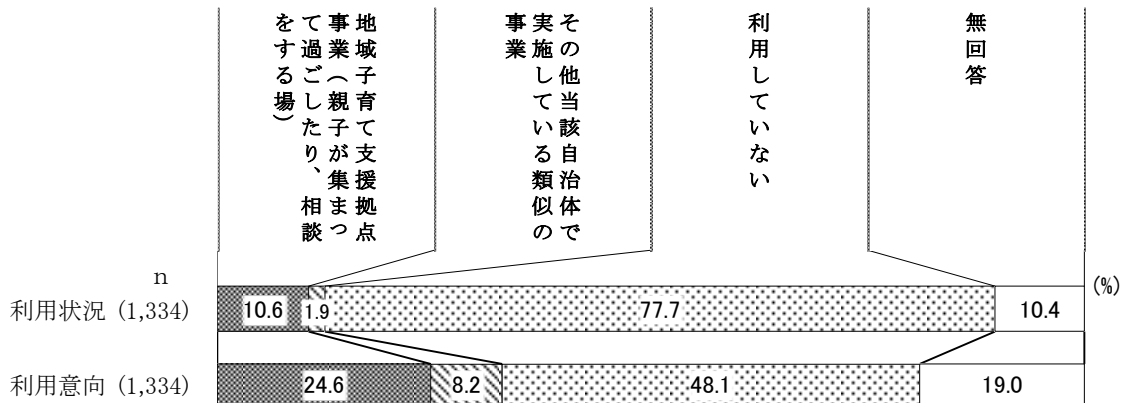
地域の子育て支援事業の利用状況について

■地域子育て事業の利用状況<就学前：問17>

地域子育て事業の利用状況は、「地域子育て支援拠点事業」が10.6%、「その他当該自治体で実施している類似の事業」が1.9%となっている。なお、「利用していない」は77.7%となっている。

■地域子育て事業の今後の利用意向<就学前：問18>

地域子育て事業の今後の利用意向は、「利用していないが、今後利用したい」が24.6%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が8.2%となっている。なお、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」は48.1%となっている。



■子育て支援事業の周知・利用状況と今後の利用意向<就学前：問19>

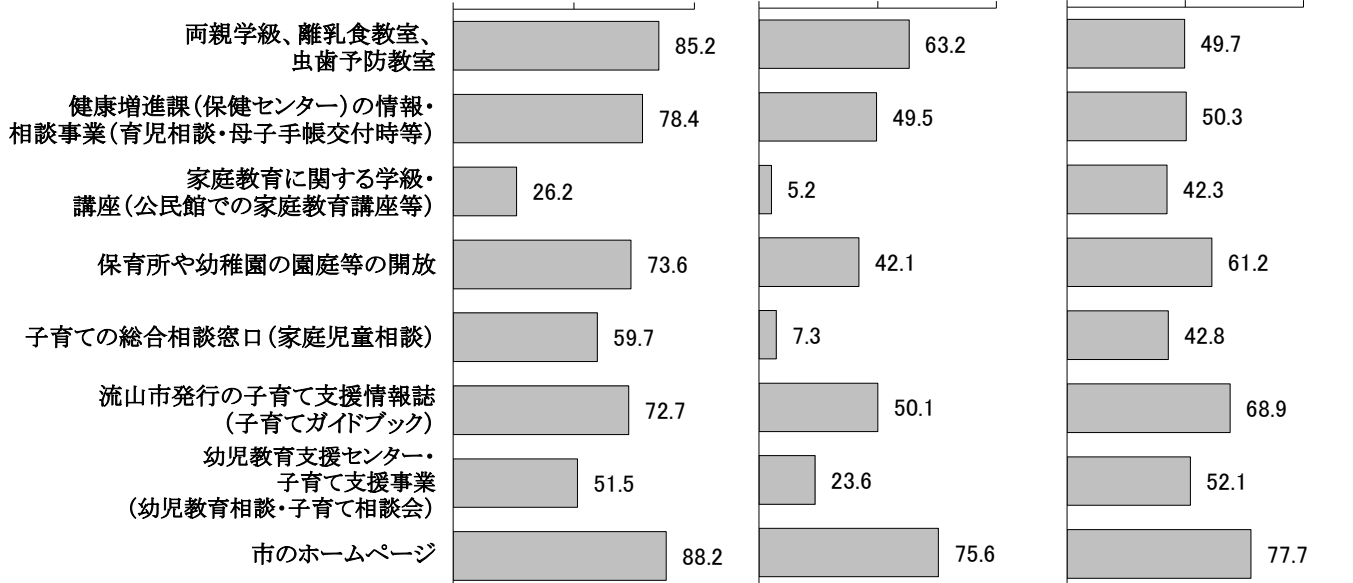
周知状況で「知っている」は、「市のホームページ」と「両親学級、離乳食教室、虫歯予防教室」が8割を超えて高くなっている。利用状況で「利用している」は、「市のホームページ」が75.6%と高く、「両親学級、離乳食教室、虫歯予防教室」が63.2%と続いている。今後の利用意向で「利用したい」は「市のホームページ」(77.7%)に次いで、「流山市発行の子育て支援情報誌(子育てガイドブック)」が約7割と高くなっている。

〈周知状況〉

〈利用状況〉

〈今後の利用意向〉

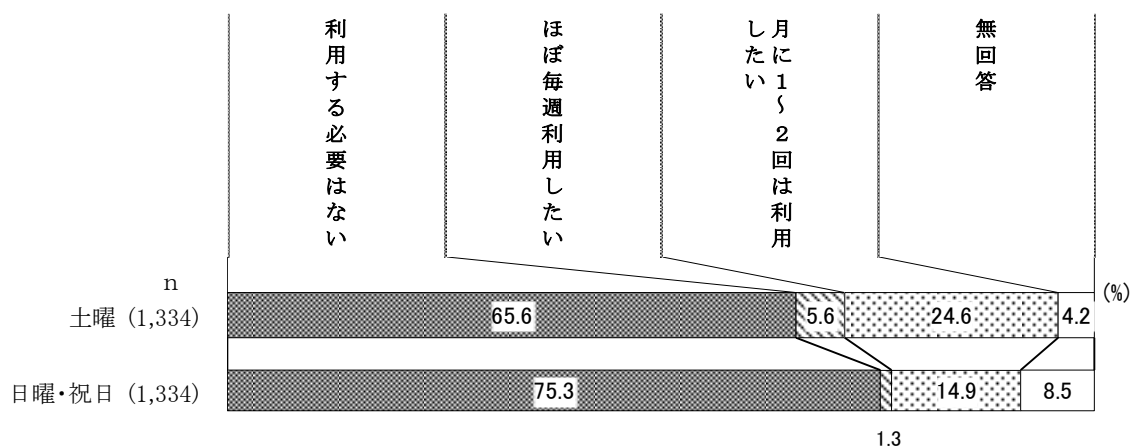
n=(1,334) 0 50 100 (%) 0 50 100 (%) 0 50 100 (%)



土曜・休日や長期休暇の教育・保育事業の利用希望について

■土曜<就学前：問21(1)>
 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「月に1～2回は利用したい」が24.6%、「ほぼ毎週利用したい」が5.6%となっている。なお、「利用する必要はない」は65.6%となっている。

■日曜<就学前：問21(2)>
 日曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「月に1～2回は利用したい」が14.9%、「ほぼ毎週利用したい」が1.3%となっている。なお、「利用する必要はない」は75.3%となっている。

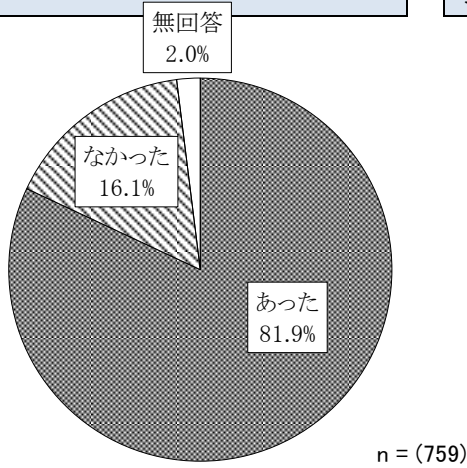


病気の際の対応について

■ 病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験

<就学前：問24>

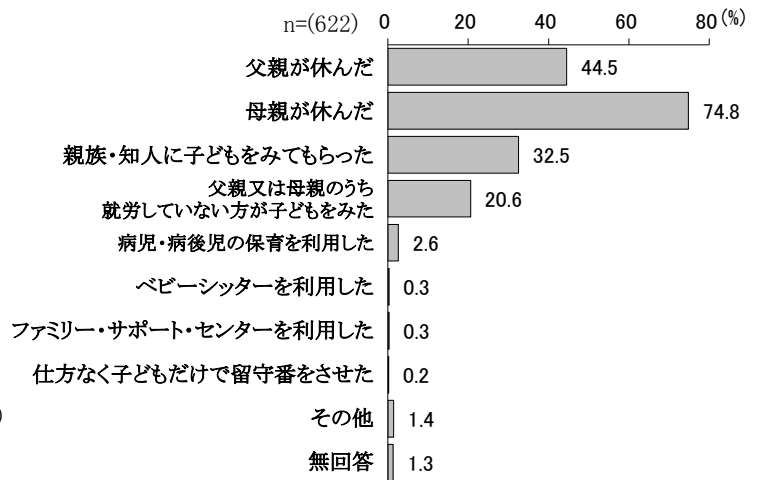
この1年間に、病気やケガで学校を休まなければならなかった経験が「あった」は81.9%となっている。



■ 教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法

<就学前：問24-1>

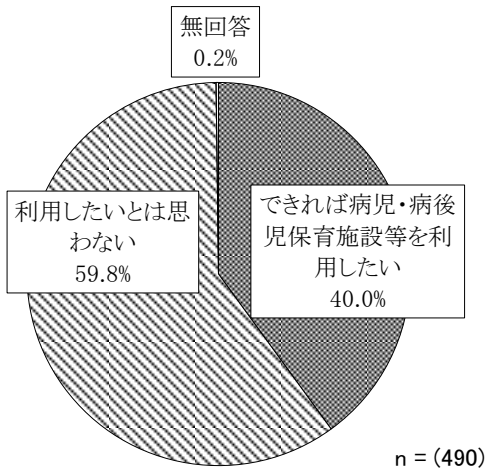
学校を休んだ場合の対処方法としては、「母親が休んだ」が74.8%と最も高く、以下「父親が休んだ」(44.5%)、「(同居者を含む)親族・知人に預けた」(32.5%)、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」(20.6%)と続いている。



■ 病児・病後児保育施設利用意向

<就学前：問24-2>

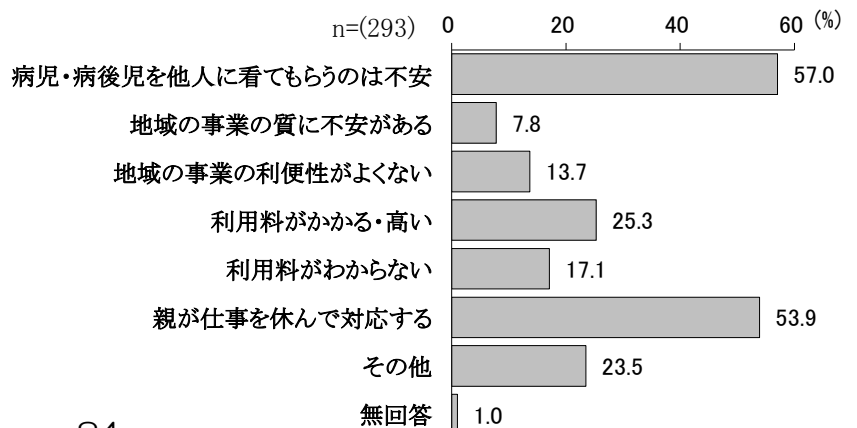
父親・母親が休む際の病児・病後児保育施設等の利用意向は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が40.0%となっている。なお、「利用したいとは思わない」は59.8%となっている。



■ 病児・病後児保育施設等を利用したくない理由

<就学前：問24-4>

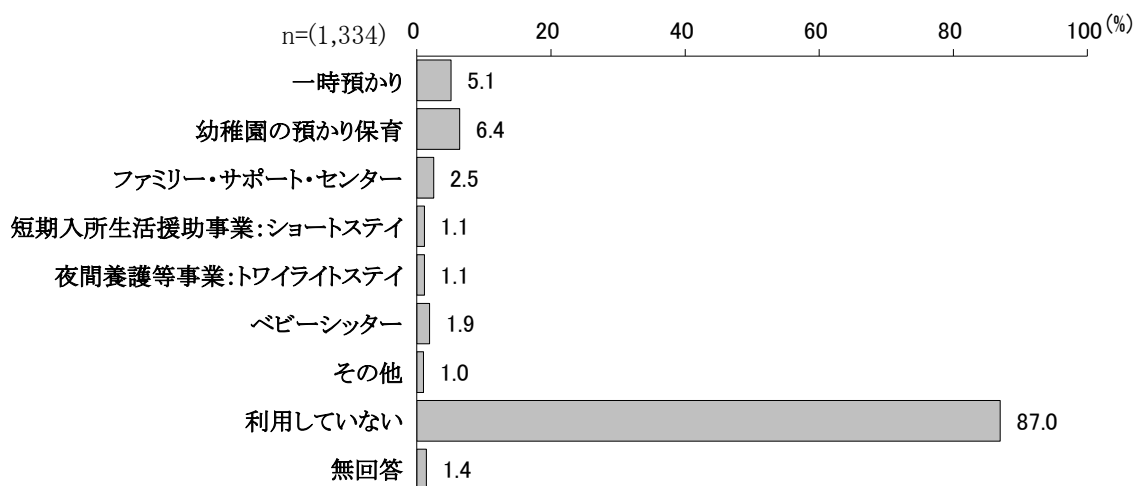
病児・病後児保育施設等を利用したくない理由としては、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が57.0%と最も高く、「親が仕事を休んで対応できる」が53.9%となっている。



不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

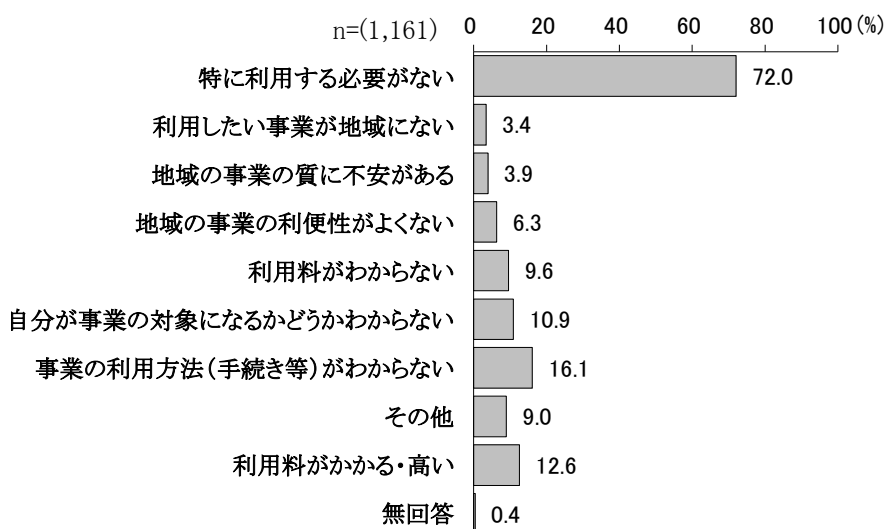
■ 不定期に利用した事業<就学前：問25>

不定期の一時預かりの利用状況は、「幼稚園の預かり保育」が6.4%、「一時預かり」が5.1%となっている。なお、「利用していない」が87.0%を占めている。



■ 不定期の一時預かり等を利用していない理由<就学前：問25-1>

利用していない理由は、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」が16.1%、「利用料がかかる・高い」が12.6%となっている。なお、「特に利用する必要がない」が72.0%を占めている。



放課後の過ごし方

■小学校低学年時に放課後過ごさせたい場所<就学前：問28>

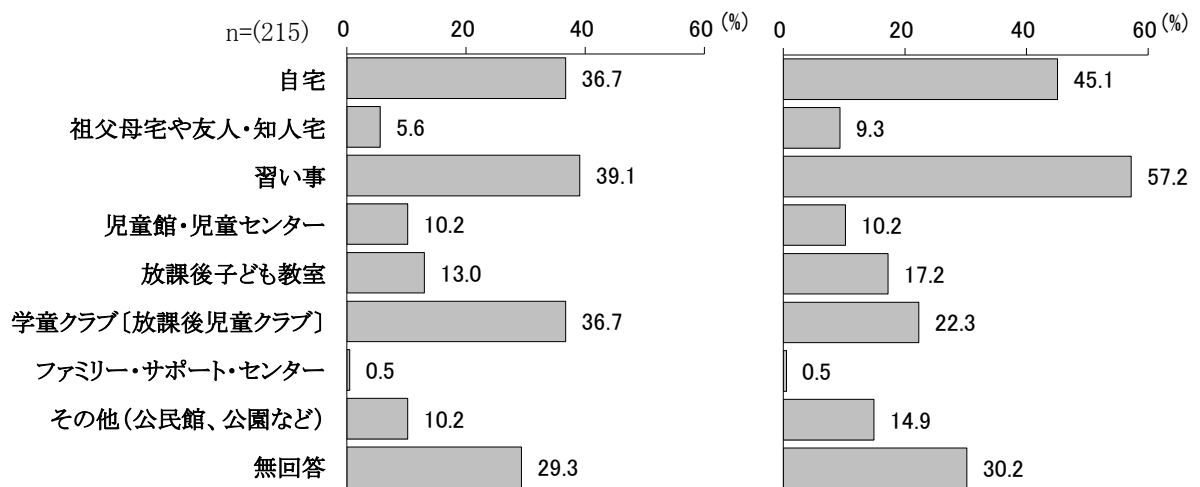
低学年時に放課後過ごさせたい場所は、「習い事」(39.1%)、「学童クラブ」「自宅」(ともに36.7%)が多くなっている。

■小学校高学年時に放課後過ごさせたい場所<就学前：問29>

高学年時に放課後過ごさせたい場所は、「習い事」が57.2%と最も多く、次いで「自宅」が45.1%となっている。

<低学年時>

<高学年時>



■土曜・休日の放課後児童クラブ利用<就学前：問30>

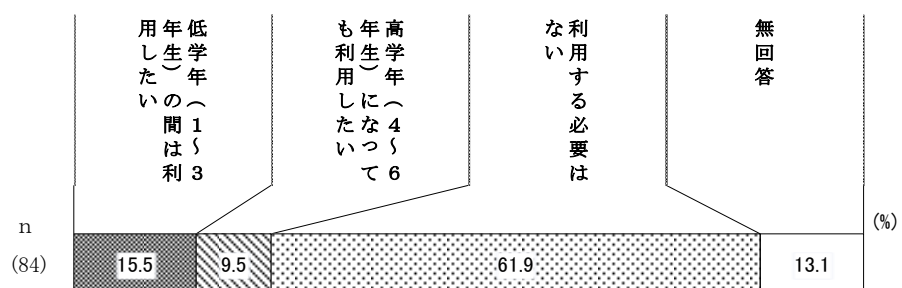
「低学年の間は利用したい」は土曜が15.5%、日曜・祝日が6.0%となっている。「高学年になっても利用したい」は土曜が9.5%、日曜・祝日が3.6%となっている。

■土曜・休日の放課後児童クラブ利用<小学生：問16>

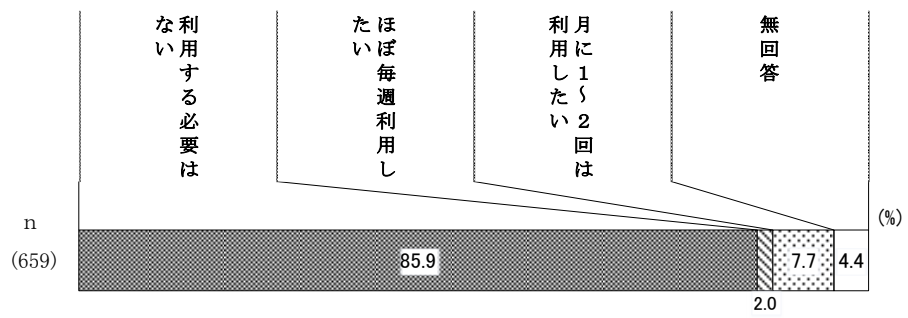
「月に1~2回は利用したい」は土曜が7.7%、日曜・祝日が4.7%となっている。「ほぼ毎週利用したい」は土曜が2.0%、日曜・祝日が0.5%となっている。

【土曜日の利用希望】

<就学前>

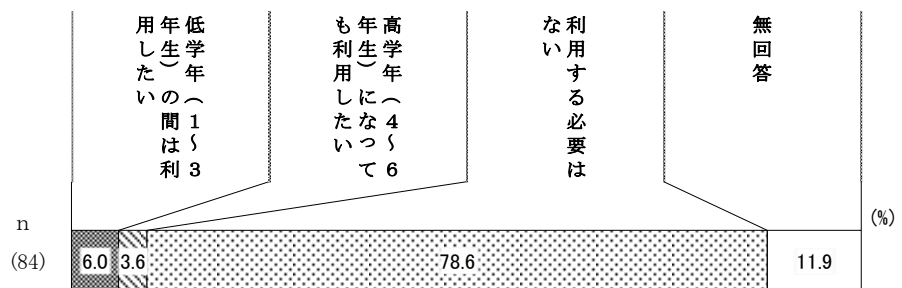


〈小学生〉

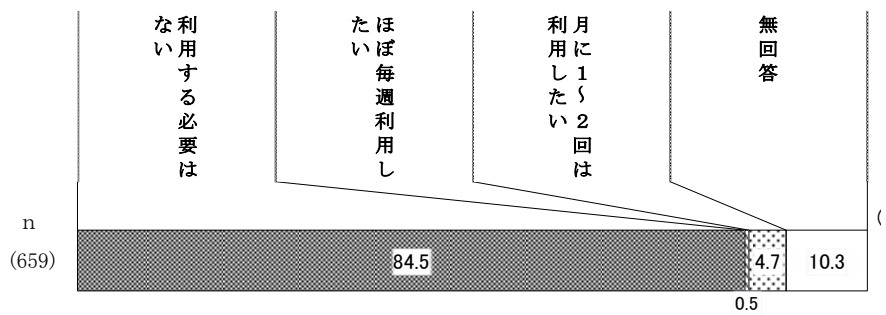


【日曜・祝日の利用希望】

〈就学前〉



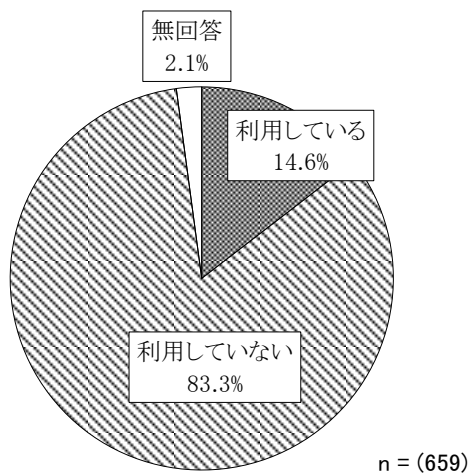
〈小学生〉



学童クラブの利用状況及び放課後の過ごし方について

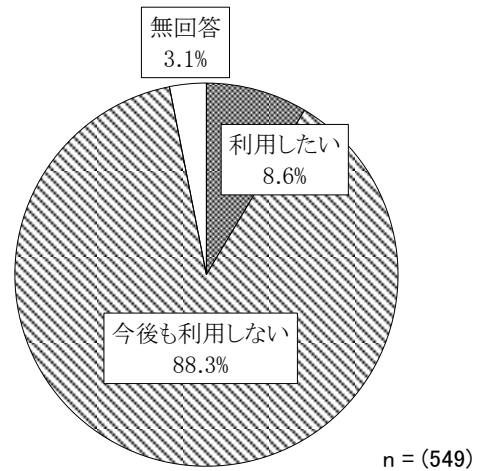
■学童クラブの利用状況<小学生：問14>

学童クラブの利用状況としては、「利用している」が14.6%、「利用していない」が83.3%となっている。



■利用していない人の今後の利用意向<小学生：問14-4>

学童クラブを利用していない人の今後の利用意向としては、「今後も利用しない」が88.3%を占めている。一方、「利用したい」は8.6%となっている。

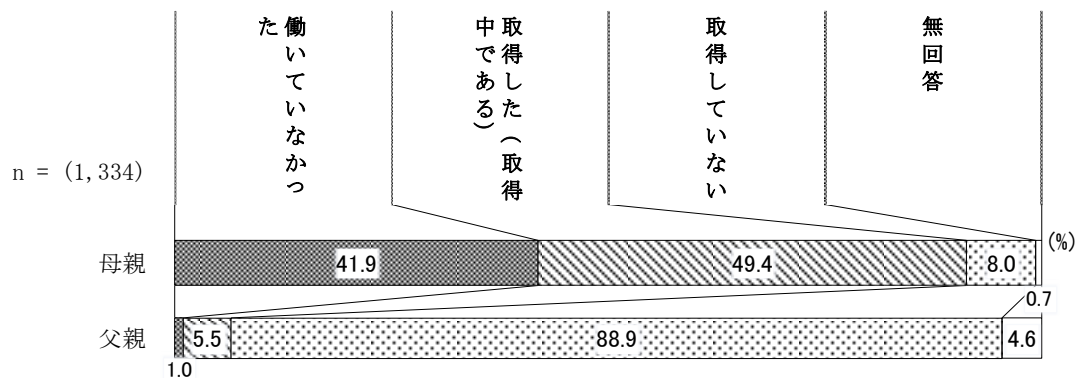


育児休業制度の利用状況

■育児休業制度の利用状況<就学前：問32>

母親は、「取得した(取得中である)」が49.4%と約半数を占めている。

父親は、「取得していない」が約9割を占めている。



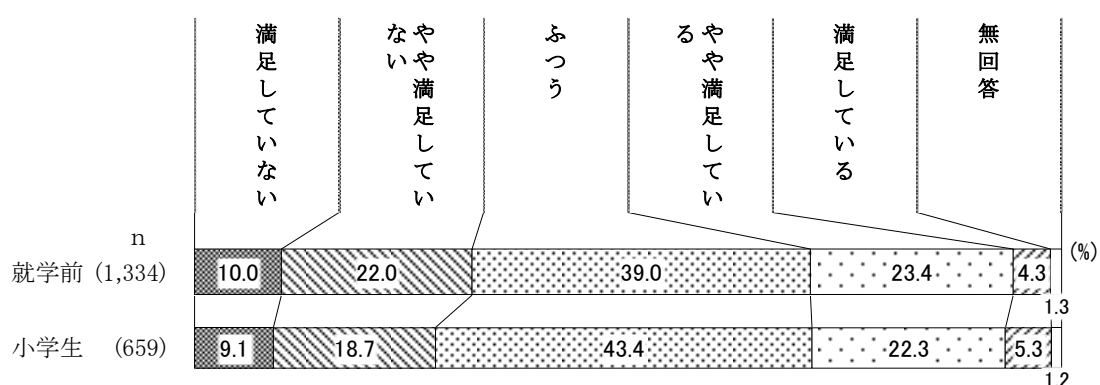
流山市の子育ての環境や支援への満足度

■地域の子育て支援の環境や支援への満足度の状況<就学前：問35>

《満足している》が27.7%、「ふつう」が39.0%、《満足していない》は32.0%となっている。

■地域の子育て支援の環境や支援への満足度の状況<小学生：問25>

《満足している》が27.6%、「ふつう」が43.4%、《満足していない》は27.8%となっている。

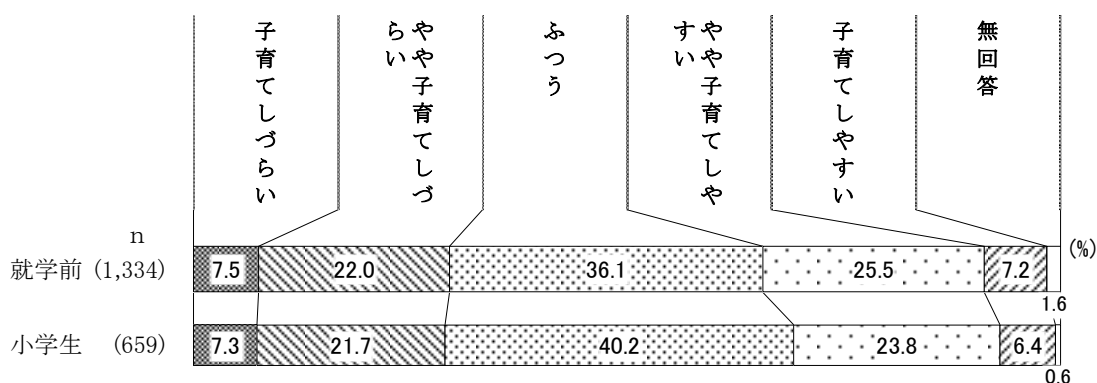


■子育てしやすい街だと思うか<就学前：問36>

《子育てしやすい》が29.5%、「ふつう」が36.1%、《子育てしづらい》は32.7%となっている。

■子育てしやすい街だと思うか<小学生：問26>

《子育てしやすい》が30.2%、「ふつう」が40.2%、《子育てしづらい》は29.0%となっている。

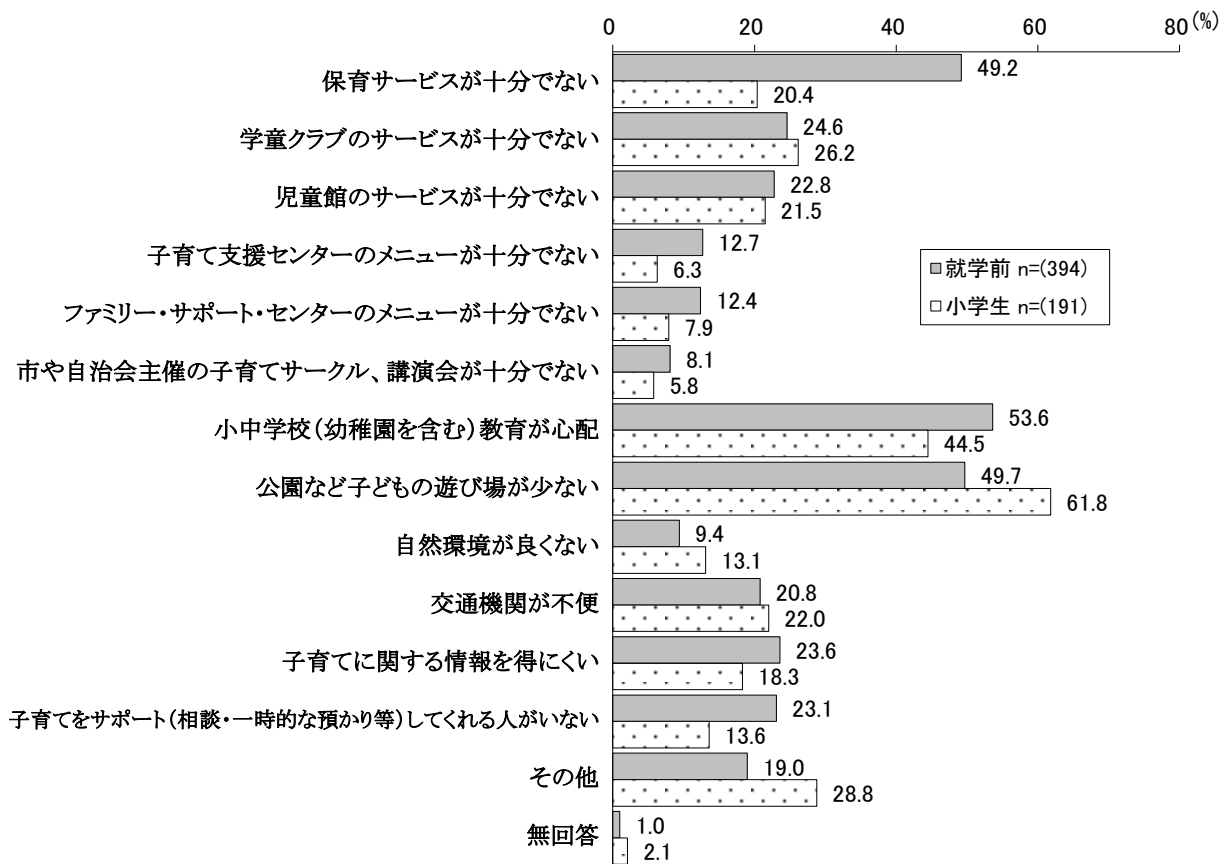


■子育てしづらい理由<就学前：問36-1>

「小中学校（幼稚園を含む）教育が心配」が53.6%と高く、僅差で「公園など子どもの遊び場が少ない」（49.7%）、「保育サービスが十分でない」（49.2%）が続いている。

■子育てしづらい理由<小学生：問26-1>

「公園など子どもの遊び場が少ない」が61.8%と最も高く、「小中学校（幼稚園を含む）教育が心配」（44.5%）が続いている。



■子育てしやすい理由<就学前：問36-2>

「自然環境が良い」が60.6%と最も高く、「公園など子どもの遊び場が多い」(45.4%)、「交通機関が便利」(39.2%)、「保育サービスが充実している」(33.0%)と続いている。

■子育てしやすい理由<小学生：問26-2>

「自然環境が良い」が56.8%と最も高く、「小中学校（幼稚園を含む）教育が安心」(47.2%)、「交通機関が便利」(45.2%)、「公園など子どもの遊び場が多い」(34.2%)と続いている。

